

平成29年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年6月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第57号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第58号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第59号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第60号	飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第61号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第62号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第8	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第9	議案第64号	財産の交換について(向町公園)
第10	議案第65号	都市公園を設置すべき区域の決定について
第11	議案第66号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第57号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第58号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第59号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第60号	飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第61号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第62号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
日程第 9	議案第64号	財産の交換について(向町公園)
日程第 1 0	議案第65号	都市公園を設置すべき区域の決定について
日程第 1 1	議案第66号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第 1 2		一般質問

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	石東	腰佐	藤廣	豊司
代表監査委員	洞清	口水	明	之貢
会計管理者	湯泉	之下	利達	宏匡
総務部長	大柚	原	雅孝	也誠
財政課長	柏青	木場	順哲	行則
教育委員会事務局長	坂佐	藤		一哉
企画部長				
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水赤	上谷	雅真	廣子
書記				

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 5 番、森要君、6 番、中村健吉君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 57 号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第 11 議案第 66 号 平成 29 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）

日程第 12 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 57 号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 11、議案第 66 号、平成 29 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）までの 10 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

10 案件の質疑とあわせて、日程第 12、一般質問を行います。それではこれより順次発言を許可いたします。最初に 8 番、前川文博君。

なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔8 番 前川文博 登壇〕

○8 番（前川文博）

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問の前に 1 つお伝えしたいことがございます。

飛騨市のケーブルテレビ、インターネットのほうなんですけど、利用者の方から喜びの声を最近いただいております。センターモデムの交換と路線の切り替えが 5 月の終わりに終了したということで、各地区で契約速度に近いスピードが出るようになりました。今まで 1 メガだったものが、30 メガの契約であれば 30 近く出るようになったと。子供たちも自宅で思う存分スマホを W i - F i につないで使えるようになり、快適な生活ができると。パソコンのソフト更新なども短時間で更新できるようになり、動画も安

定して見られるようになったという言葉をいただいております。ぜひ、この状態を維持していただけるよう努力をしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは今回は雪に強いまちづくり、J A営業所閉鎖の影響は、飛騨市成人式の日程についての大きく3項目についてを質問します。

まず、雪に強いまちづくりについてです。

ことしの冬は大雪となり除雪費用も補正予算の対応をされました。数日間にわたりまとまった降雪で除雪関係の事業者の方や職員の方には大変な御苦勞をおかけした。これまでの一般質問で雪対策のことを数回質問しています。回答は、検討していく、または計画的に改修をしていくと答弁があったと記憶をしています。そこで次の2点について伺います。

まず1点目です。消雪装置の不具合は解消できたのかです。

神岡町内では消雪装置の設置も進み、ことしは神岡の中央地区で工事が始まります。川西地区も増設箇所選定などの現地調査も行われました。その消雪装置ですが、川西地区で現在設置してある消雪装置の終端部では水が出ない状況となりました。ここ数年出る水量がだんだん少なくなり、ことしはとうとう全く水が出ない状況になりました。消雪装置の設置済み路線のため、除雪車による機械除雪もされない状況でした。近隣からの要望により数回除雪作業が行われ通行は確保されましたが、なぜ水が出なくなったのか原因は不明のままであります。半年後にはまた雪の季節となります。原因の究明と対策はどうされているのか伺います。

2点目です。流雪溝改修工事の進捗状況はです。

川西地区の流雪溝の末端は、神岡消防署付近となります。その要の部分がかことしは雪で詰まってしまいました。ただ詰まるだけであれば時間がたてば自然に流れていきますが、流雪溝の劣化により壁面に雪が張り付き、かなりの時間と労力がかかりました。また、厚さが10センチメートルほどあるグレーチングが長年にわたる車両の通行や除雪車による変形により、人力ではとてもあけることができなく、近くにある重機を使って30分以上かけてやっと引き抜くことができました。当然、元に戻すのにも重機で叩き込むなど大変な苦勞がありました。このことは振興事務所職員と、消防署の職員も現地で一緒に作業に当たられていたので、その状況は把握されていると思います。

また、交差点などでは流雪溝のふたがコンクリート製のため、雪が詰まった場合に付近の方では対応ができない状況になります。早目に改修の対応をしないと、川西地域全体に影響する事態に発展していくと考えます。

今回は早朝から詰まり、全部の詰まりが解消できたのは夕方5時頃です。その間にあふれた水が床下に水が流れ込んだ家庭もあります。過去の流雪溝改修工事で道路が嵩上されたため、家が流雪溝より30センチメートルほど下になってしまったからだと考えられます。

また、川西地域にはバス路線として使用されている幹線道路が2本あります。さらに、

公共交通のバスの営業所や神岡消防署もあり、要の場所になります。船津中央地区の蟻川や、西里などでも毎年のように道路が川のようにになってしまう場所があります。

船津地区全体の流雪溝改修計画はどのようなになっているのかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

基盤整備部長、青木孝則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは雪に強いまちづくりについて、1点目の、消雪装置の不具合は解消できたのかについてお答えします。

神岡町川西地区の消雪設備は、特に機械除雪が困難な幅員の狭い路線を中心に、市道4路線、延長480メートルの区間を整備したもので、平成23年度に供用を開始し、今冬は5年を経過したところであります。

本年の1月中旬から雪が降り続いた際に、水の出方が悪く、雪が解けていないとの連絡を受け、現地確認を行ったところ、市道大門～花園線のうち、約50メートルの区間で雪が残っている状態を確認しました。

当時の状況は、ノズル周辺と水の流れる筋道だけ雪が解けている状態で、幅員が狭く自動車の通行がほとんどない路線でもあるため、タイヤの引きずりによる雪の攪拌が期待できないことから機械による除雪を行いました。

原因の究明につきましては、当該区間が消雪管路の末端であり、水圧の低い区間にありますので、稼動前の点検時の状況を聞き取ったところ、他の路線に比べ勢いは弱かったものの消雪できないほどの量ではなかったという報告がありました。また、泥等による影響で管の詰まりがないか、土砂吐き作業を行い散水量の変化を見ましたが、散水量に大きな変化は見られませんでした。平成28年2月、8月には揚水調査を行い、井戸の水量はあることを確認できておりますし、その際引き上げたポンプについても性能に影響を与えるような破損等は確認されていないことから、散水量の減少は井戸やポンプが原因である可能性は低いと考えています。

このことから、そのほかの原因を考えますと、例えば、ノズルの調整を地元の皆さんにお願いしていることから、一部の区間で散水量が多くなっていることで末端区間に影響が出ていることもあり得るのではないかと考えられます。

今後、全域でのノズルの調整等による散水量の配分が可能かどうかの検討、散水量の少ない区間での管路内の状況、送水量を増やすことの可能性等の調査、検討を行ってまいります。

次に、2点目の流雪溝改修工事の進捗状況はについてお答えいたします。

神岡町内の流雪溝は昭和５６年に発生した５６豪雪を契機として整備が行われ、神岡町での冬期間の雪流しに欠くことのできない施設となっています。

本年１月のまとまった降雪により雪詰まりが発生した神岡消防署付近は、川西地区の流雪溝の流末が集まっている場所で、当日は上流から同時に大量の雪が流されたことにより、合流部付近で雪詰まりが発生し、周辺の家屋にも浸水が発生しました。

当該箇所の水路を確認したところ、一部区間において水路勾配が一定でない箇所や、老朽化による水路底面・側面に破損が見られる箇所など、雪の流れを阻害する可能性がある箇所が見受けられました。グレーチングについては、水路幅が広い大型であることと老朽化によるゆがみによって、一部に人力では取り外しが難しい箇所がありました。当該箇所については、有利な補助事業を活用した改修について検討いたします。

本年１月の大雪は、連続した降雪のため、道路の除雪による雪と宅地の雪下ろしが同時期に集中したものと考えられます。このときには古川町でも雪流しが集中し、沿線の住宅に影響が出ることが予想されたことから、地域の区長会が連携して雪流し計画を実施して、ローテーションによる区域ごとの作業によりスムーズな雪流しに効果を上げられました。

蟻川地区や西里地区における雪詰まりについても状況は確認していますが、この地域は合流や分水が複雑になっており、流雪溝の改修のみによって全ての問題を解決することは困難であると考えております。このような地区では、地域住民の協力体制により、排雪作業のローテーション化による時間帯や投入量の調整なども検討していく必要があるのではないかと考えています。

市ではこれまでも、地域の声聞きながら問題のある箇所や、道路の美装化の工事にあわせて側溝内部を点検し、改修や補修を実施しております。

また、平成２８年度の６月補正予算においては、雪流しと管理を容易にするために市内各所に開閉式のグレーチング設置や更新を行いました。

船津地区の流雪溝については、これまでも道路改良等とあわせて必要に応じて改修を行ってきており、全部の水路について年次計画を立てて改修することは考えていませんが、今後も老朽化が著しい箇所について、有利な補助事業の活用も検討しながら改修を行っていきたいと考えています。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○８番（前川文博）

非常に丁寧な答弁をいただきました。

まず側溝の改修で老朽化の著しいところから行っていくということを最後におっしゃられましたが、それについては市の方で調査をして優先順位を決めていくということなのか、地元からの要望を出してそれをやっていくということなのか、どういうふうで行いますか。

□基盤整備部長（青木孝則）

市の職員のための調査というのは多分限りがあると思います。現在も各地区から御要望をいただいています。この御要望をいただいたものも参考にしながら、随時調査等を行っていますので、その中でひどいと思われるような箇所から優先してやっていきたいというふうに考えます。

○8番（前川文博）

町内、自治会からの要望をまた出していくということで、そちらのほうは了解しました。

ことし消防署の前で詰まった箇所のグレーチングなんですけど、大型車が通るということで、非常に厚いグレーチングでした。その付近はアスファルトで舗装してあって、そこしかあけられない。そういう状況で、そのグレーチングが引き抜けない、戻すことができないという状況だったんですけど、またことしの冬に同じことが起こる可能性があるんですけども、今年度中に改修する、修繕するという予定はありますか。

□基盤整備部長（青木孝則）

先般現場のほうも見て、自分たちで上げたりして確認等を行ってきました。あまりにもひどい箇所と、そこをよく詰まりそうな場所、あそこで言いますと底板で、もう石が出ている場所も見つけたので、そういう箇所、それからちょっと段差がついている箇所もありましたので、そういうところで可能性のありそうなところについては物を変えるという方法がありますが、全面的な改修については平成30年以降の補助事業で何とかやりたいというふうに考えています。

○8番（前川文博）

わかりました。平成30年以降ということなんですけど、そこが詰まったことによって、そこから50メートルくらい上流ですかね、多分、昔、勾配があってなだらかになったところで、おかしかったのを調整してまっすぐにしたので、ちょうどこの部分ですね、こここのところが30センチメートルかさ上げされたと。その分、家が低くなってしまっているのが水が詰まると入ってくるということですので、1日も早くそういう心配のないような流れをつくっていただきたいと思います。

それから、最初のほうの消雪装置のことなんですけども、水の出るバルブのほうを下のほうで大きくあけたりということであって、ポンプとか水量のほうは問題ないと。そういうことがあったので増設箇所のほうも、ことし2月か3月に回ってここつけたらどうだという話で回ったというのは記憶していますけど、そのバルブの調整なんですけど、これも私議員になってからお話がありまして、振興事務所のほうへ聞きましたら、切れの悪いところはドライバーで回せば調節できるので、調節してもらって結構ですという話があって、それで皆さんかまってみえるんです。

そういう状況なんですけど、なぜそういう状況になったかといいますと、道路の設置勾配、右と左の高さがおかしい場所が多いんです。皆さんに資料を白黒でお配りしてい

るんですけど、この写真を見ていただきますと、テレビはちょっと見にくいと思いますが、まず左側2枚は消雪装置の末端の部分、両側から撮ったものです。これは先ほど言った少しだけ水が流れて消えない。一番末端でこういう状況です。それから資料と書いてあるところの人が2人写っている写真ですけど、ここが多分道が一番高い場所で、全く水が出なくて全然解けていない。その下の「止まれ」という写真は、一番下の部分で水は出ているんだけど道路の高さが逆に高いほうに水が流れないので解けていないという状況なんです。こういう状況がありまして、これを何とかできないかということも3年くらい前から振興事務所のほうへ話をしているんですけど、全くこれに対して検討されているのかどうなのかという状況がわからないんですけど、この辺はどうなっていますか。

□基盤整備部長（青木孝則）

消雪設備は、完全に全部消えるという仕組みの施設ではないというふうに考えています。この雪がほとんど消えていないところについては明らかに散水量が足りないところだと思います。

一番下の右のやつにつきましては古川の消雪、昔からやっているところでも同じような状況を受けています。こちらにつきましては各宅地の高さとか入口の関係、それから側溝自体がどうしてもその高さの基盤に合わせるということもありまして、それを全て雪の流れることだけでやるということが可能ではなかったこと。

もう1つ、側溝改良を消雪設備と同時に施工できていないのが原因かと思います。こちらにつきましては交通量の多いところにつきましては、先ほどもありましたけど車が走ることによって引きずって少しむき出るということがあります。どうしても雪の消えない箇所がございます。こちらについては地元の方の協力を得ながら部分的な排雪をお願いしたいというふうに考えていますが、先ほどの散水量の調整等で、どうしても消えない大事な箇所については、少し余分に飛ぶような調整とかというのも随時、点検時に行いますので、またその中で調整させていただきたいと思います。

○8番（前川文博）

全部が水で流して消えないということもわかるんですけど、根本的にこの消雪装置、答弁の中でもありましたけど、機械除雪が困難な場所をメインに入れるということは、当然、重機が入りにくいということは道が細い、狭い道路なんですよ。

今、写真を見てもらうとわかるんですけど「止まれ」というところには1軒も家への出入り口はありません。横の本当のただ道路があるだけ、そういったところが、神岡の消雪が入っているところがほとんどなんです。

基本的に消雪装置は車が通って水をそれで広げていく、だからそれで消えるんだと。そうでなければ消えないんだという話であれば、根本的にこの細いところに消雪装置を入れて対策をするという考えがどうなのかということも思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

□基盤整備部長（青木孝則）

この事業につきましては、まちづくり整備交付金事業のほうで、今でいう社会資本交付金の中の都市再生整備計画でやった事業となります。こちらのほうにつきましては、この地区の代表の方とここについて、この路線がどうでしょう、こういうことでこの路線でいいでしょうかという調整、地元からの要望も聞きながらこの路線に選定されたというふうに記憶していますので、当時の機械が入れない、それもやってほしいというような場所についてのほうを選択されたというふうに考えています。

トータル的には井戸の水の量がふんだんにあれば全路線できるわけですが、その中でやれる水量に対して、この路線でというふうに決定したとして考えています。

○8番（前川文博）

そういうことは私も聞いています。水量があつてこの水でできる範囲ということで、特にそこでまた細いところ、流雪溝の設備があまりされていない、水の流れていないところを入れたということは聞いていますけど、現地へ行って話をしますと、先ほど答弁にもあったように車が通らないと、その水が広がらないと消えないんだという話をされますと、やっぱり地元の方もそれはここ通らないよねと。

今これ「止まれ」のところはまだすれ違いできる場所ですけど、一番上の路線になりますと車が1台通ることがやっとなような道路では当然通行量が少ないので、そういったことも考えていただいて、そういうところが一番上流で出ないということにもなりますし、いろいろな問題が重なっていると思います。

先ほども舗装と消雪の設置の時期がずれていて勾配がという話があったんですけど、道路の高さが、こちら側に消雪があつて、こちら側に側溝があるんだけど、こう下がってればいいんだけど、ちょっと高くなっているというのが、多分下水の工事をやったときの舗装の関係でそういうふうになってしまったと思われるところが結構あるんです。そういったところをやっぱりそういうところで雪が解けないところは空き家の前なり何もなかったところの前で、やっぱり誰もかまわないというところが残ってしまうので、そういうところに対して道路の高さ調整は絶対にできないんですかね。ちょっと削るとか、そういった方法みたいなことは考えられませんか。

□基盤整備部長（青木孝則）

部分的な改修というのは多分可能と思われます。ただ、現場によってははっきり言えませんので現地調査をさせていただきますので、ことしの冬の状況も十分に職員のほうに確認させて、どこが本当にまずいのかということも調査させますのでよろしくお願いします。

○8番（前川文博）

わかりました。もう3年ほど話をしていますので、ことしはきっちり調査をしていただいて、来年度は改修していただけるように期待をいたします。

それでは次に、J A営業所閉鎖の影響はどうなるのかということで質問いたします。

皆さん御存じのように、J Aが営業所の廃止と生活資材店舗の閉鎖を発表いたしました。きのうの森下議員の一般質問では主に生活資材店舗のことでしたので、私は別の観点からの質問をする予定でしたが、きのうの市長答弁で、私の3つの質問についてもおおまかに答えられてしまいましたので、どのようにしようか一晩考えていました。前には前の日に答えられたので割愛しますということもあったんですけど、通告もしていますので、同じような答弁なのかもしれませんが、きのうより踏み込んだ回答がいただけるものと期待しておりますので、質問することにいたしました。

新聞報道にもありましたが、森茂営業所については地域の事情もあり1年間の延長が決定したようですが、これは根本的な解決にはなっていません。ことしの夏以降は、神岡町内の事業者により移動販売車が山之村地域を回る計画もあります。生鮮食料品については、この移動販売車で対応が可能となるかもしれませんが、ほかにも生活していく上で重要なことがあります。

1点目はガソリンスタンド機能はどうなるのかです。

現在の森茂営業所のスタンドがなくなると、約18キロメートル離れた神岡町内まで40分かけて給油に行く必要があります。山之村地区は農業が主流のところであります。農業機械の燃料も必要です。圃場に行くためには車でいきますので、その燃料も必要です。冬になれば除雪機械のガソリンや、灯油の暖房も必要です。しかし、家庭で保管できる燃料には数量制限があります。大雪で唯一の県道が通行どめになれば、孤立する可能性もある地域です。

また、過去には河合と宮川にあったJ Aのスタンドが閉鎖されています。飛騨市内でも給油所の過疎化が進んでいます。河合では5カ所あったスタンドが1カ所。宮川では2カ所あったスタンドが1カ所。神岡では12カ所あったスタンドが4カ所と、市内全体で考えると最盛期には35カ所ほどスタンドがありましたが、現在は17カ所と半数に減少しています。このことは河合、宮川地域も切実な問題であります。

ことし的大雪では、河合地域にあるスタンドでは、燃料の残量が1,500リットルとなり、除雪車の給油が大丈夫なのか心配される事態があったようです。これ1,500リットル残っていると表示が出て、タンクの形状によっては1,000リットルしか出ない、そういったこともあり、残る量があるということです。そういった面での心配もあったようです。生活に欠かせない燃料問題について、市全般としてはどのような認識を持っておられますか。

2点目、金融機関はどうなるのかです。

森茂営業所はJ Aの金融と簡易郵便局として2つの金融機関が機能としてあります。営業所が廃止されると、山之村地区では金融の機能が一切なくなり、現金を引き出すことができなくなります。交通弱者の方は、お金を引き出すために市営バスで神岡町内まで出ることになり、1日かかります。

きのうの答弁では、森茂営業所で金融の取り扱いは、月に750件以上とありました。

1日平均では30件から35件の利用となります。来年4月からはキャッシュアウトという新しい仕組みが始まります。これはスーパーなど小売店のレジで、銀行口座に預けたお金を引き出せるサービスです。買い物の代金を口座から即時に引き落とすデビットカード、このことは御存じの方も多いと思います。このデビットカードを活用して、店頭で金額を伝えればレジでお金を受け取れる、こういったサービスです。例えば、病院の窓口で預金を下ろせるようになると、病院外にあるATMまで行かなくても支払いができます。

今の移動販売のように定期的に自宅を訪れる食品や雑貨を販売する移動販売業者が依頼を受けて、現金も一緒に届ければ、過疎地に住む高齢者の利便性も向上いたします。

しかしこれの問題点としては、手数料を誰が払うのか、現金を持ち歩く上での防犯上の問題もあり、現在、導入予定は、銀行はでは全国でまだ1つだと聞いています。そこで、指定管理施設の山之村牧場とかでキャッシュアウトを活用していくことも考えられないかと思います。また、河合、宮川地域についても指定管理施設を利用すれば、金融機関としての引き出し限定なんですけど窓口が増えることになり、住民の利便性が向上すると考えられます。JA側にこのサービスの導入を提案していくことをしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

3点目です。学校給食はどうするのかということです。

山之村小中学校と山之村保育園への給食用食材は、JAのAコープたかはらから主に納入されています。毎日、森茂営業所に向かう車で食材を搬送し、学校で調理をしています。森茂営業所が閉鎖になると、この給食用食材の配送手段がなくなります。山之村小中学校と山之村保育園の給食の危機となります。給食が提供できないとなると、学校の存続にもかかわることではないかと考えられます。山之村小中学校など、学校給食の対応はどうされるのかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

きのうの森下議員の御質問に市長答弁がございましたが、私から1点目と2点目について再度お答えさせていただきます。

1点目の森茂営業所ガソリンスタンドが廃止されることにつきましては、市街地から遠く離れた山之村地区では死活問題に近く、特に継続を求める声が強かったと受け止めております。森茂営業所ガソリンスタンドは地下タンク方式でなく簡易貯蔵タンクによる給油施設となっております。この点については、何とか現行の形で継続されるよう市としましても働きかけをし、それが困難な場合、どのような支援が必要なのかについて農協と協議していきたいと考えております。

今回の件も含めまして、市民が安心して暮らしていただくためには、ガソリンスタン

ドなどの安定した燃料供給体制の維持が重要であると認識しており、対応を考えていきたいと思っています。

2点目の金融に関しましては、誰でも参入できるものではなく、市が直接行えるものではありません。したがって、まずは農協に対しまして、特に森茂についてカバーできるような代替策をしっかりと講じてもらえるよう申し入れをしていくことが、当面は重要ではないかと考えております。現在の簡易郵便局を活用できないかとの御意見もあるので、そうしたことも含めて、金融について維持をしていただけるよう農協に働きかけてまいりたいと思います。

また、キャッシュアウトにつきましては、運営していただく加盟店が必要になりますし、手数料や端末機器などのコストに加え、現金払い出し業務の発生などの課題があると承知いたしております。何分新しいサービスでありますので、御提案としてまずは研究させていただきたいというふうに思います。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

3点目の学校給食についても市長答弁と重複する部分がありますが、お答えさせていただきます。

ことし4月の1カ月間、JAひだ森茂営業所から山之村小中学校調理場への食材配達実績は、春休み明け以後の平日17日間、毎日配達をしていただきました。配達物資は、じゃがいも、きゅうり、ねぎなどの野菜類、豆腐、こんにゃく類、豚ヒレカツ、鶏ひき肉などの肉類、牛乳、パン粉、小麦粉、カレー粉、マヨネーズ、かまぼこ、卵の水煮などの加工品と、多種多様にわたり、1日当たり平均8品目、個数では15個が実績でございます。現在、これらの食材を調理し、保育園児、学校児童・生徒、教職員を対象に、1日28食を給食として提供をしております。

そこで、来年度以降の食材購入、配達手法については、今後の総括的な代替案を議論する中で詰めることとなりますが、給食食材のことだけを考えれば、現在の購入数量を維持するという想定で、週2回の配送ならば、車輪付き手びき型の大型クーラーボックスに入るボリュームと考えております。

また、運搬方法については、市内事業者が調理場からの発注を受け、その商品を濃飛バスが運行する、公共交通、山之村線を活用して運搬する方法が考えられます。この方法につきましては、法令上も問題がないと確認をしております。

なお、具体的な対応につきましては、今後、議論される地域住民への生活物資等の取り扱いを含め、総合的に判断して最善の方法を選択してまいります。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

きのうと同じような答弁をいただきました。少し増えているところもありましたが、ガソリンスタンドのことにつきましては本当に、今いろんな地域で減っていきまして、一番問題なのは地下タンクのあるところは更新できないということで減っているところが多いんですけど、幸い山之村は地下タンクがないということなので、何とか、逆に言うところと利点になる部分を活用して残していただきたいというのは思っています。

それから2点目の金融の話なんですけど、簡易郵便局と農協が今は一緒にあるんですけど、それが別々に残るという可能性であれば河合、宮川地域も——打保でも支店がなくなった後に、打保郵便局があつて一応キャッシュコーナーと郵便局はありますし、そういったことならまだいいんですけど、その辺まだはつきりわからないのでさせていただきました。

キャッシュアウトなんですけど、私も最近聞いた言葉で少し調べたんですけど、デビットカードで買い物をしたら、そのカードを渡すと銀行口座からその分が買い物の代金として引き落とされると。それと同じことで、例えば1,000円の買い物をしましたと。カードを渡して、ついでに1万円下ろしてくださいといったら、そこのレジから1万円をカードとお金を渡してあげるというシステムですので、金融的には何も問題はないみたいです。ただそれが上限3万円になるのか5万円になるのかということもあると思いますし、ただそれが10人来たら30万円、50万円準備しておかないといけないという、そういう小売店の問題もあるみたいですので、その辺はいろいろと調べていただいて、こういう提案をしていって、撤退するのであれば多少投資していただいてでも、今みえる住民の方に提供できるようなサービスを何とか残していただく交渉をしていただきたいと考えます。

それから最後の給食なんですけど、今、毎日搬送しているということで、それを週2回ですか、今度クーラーボックスでということでした。山之村への公共交通で行くのは何も問題がないということでしたので、そうしていただければ、前も山之村の校長先生から日本一できたての給食が食べれるところで、一番最初に食べれるのは校長の私なんですという話を聞きながら、おいしい給食が食べれるということを聞いていましたし、子供たちもそれは期待していると思います。食材をあげる手段はありますので、何とか給食は維持できるのかなというふうに思っています。

1つ私の思いなんですけど、今、山之村は温かいできたてのおいしい給食が食べられるのは事実なんですけど、この飛騨市内の中で一番給食費が高いというのも事実なんです。山之村の小学校では1食の単価が274円、神岡小学校では241円と33円、1日違います。中学校も山之村は318円、神岡中学校は285円と33円違うと。20日間食べれば660円高いということです。

今、これは私の考えている思いというか、予想なんですけども、森茂営業所へ行く車があるからJAから食材をあげているということであれば、そのルートが公共交通であ

げるということであればですね、神岡給食センターで一括している食材に山之村小中学校の分も混ぜて、それをあげれば食材の単価というのは安くなると思いますけども、そういうことは考えられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

お答えいたします。メニューの統一が必要かなということはありませんけれども、そういったことも含めまして、今後検討させていただきたいと思います。

○8番（前川文博）

メニューを揃えれば多分できるのではないかなと私思いますので、そうやって配送手段とか変わるときであれば、ぜひ検討していただいて、毎月の負担が660円違えば年間7,000円とか変わってきますので、そういうことも変更するときには考慮していただくようお願いいたします。

それでは3点目の質問に入ります。

飛騨市成人式の日程について伺いいたします。

神岡会場の式典を午後2時スタートにさせていただきたいということです。毎年1月3日に飛騨市成人式が挙行されています。昨年までは市内4町、4会場で行われていましたが、河合、宮川中学校が古川中学校に統合され、市内に古川中学校と神岡中学校の2つの学校になってから初めて、古川町、神岡町、2会場での成人式が行われました。

新成人は着つけやセットなどで早朝から美容院へ行き、準備を行います。しかし、2会場になったことで、ことしの神岡会場は例年より1時間15分早い、午前10時30分が受付時間となりました。そのため、朝4時30分に美容院に予約した方もありました。また、聞くところによると朝3時の予約もあったと聞いております。神岡町内で予約できる方はまだいいのですが、着物のレンタルの関係などで高山など、市外の美容院に行かなくてははいけない方もいます。

時間が早まったことは非常に負担になりました。また、個人の記念写真、写真屋さんで撮ってもらう記念撮影なんですけど、こちらのほうも交流タイムの位置づけがはっきりしなく、終了時間が読めなくて撮影時間の予約ができない状況がありました。このことで、昨年末からことしの年明け、成人式が終わった後もなんですけど、朝が早くなって大変だった。誰のための成人式をやっているのかという、こんな意見を親の方から沢山いただきました。

成人式は一生に一度のものです。新成人が主人公、ほかのところみたいに暴れるというところもあります。新成人が主人公です。新成人に負担が少ない時間帯、古川町も午後2時スタートでした。神岡町も同じように午後2時スタート、午後4時終了というように飛騨市内統一して行うのがいいと考えますけども、来年からいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

ことしの成人式は、古川、河合、宮川出身の新古川中学校卒業1期生が集う式となり、市内の成人式は2会場となりました。市長が両会場に出席することが可能となったことを踏まえ、都竹市長が就任後、初めて臨まれる成人式であったことから、成人の皆様全員に自らお祝いを述べたいという市長の意向を確認した上で、両会場を市長が訪問できる時間設定としたところでございます。

その結果、神岡会場では開始時間が早まることとなりましたが、美容院や写真スタジオ関係の方々には早朝からの対応をしていただき、古川会場を含めて予定時間どおりに挙行できて、関係者の皆様の御協力に感謝をしているところであります。

その上で、両会場とも午後2時に同時開催にしてはどうかとの御提案ですが、主役である新成人のことを考えますと、主催者である市の関係者や来賓等の都合より、新成人の皆さんの準備時間等を最優先させていただくべきではないかと考えております。このため、来年の成人式は、古川会場、神岡会場とも、午後2時式典開始、交流タイムを含めて午後4時終了を軸に計画したいと考えております。

なお、このことにより御来賓として出席をしていただいている議員各位を始め、布俣県議や関係団体の皆様、主催者である市長、副市長、教育長、教育委員についても、いずれか1会場での出席となりますので御理解をいただけるよう努めたいと思っております。

また、ことしから始めた交流タイムの位置づけでございますが、当該成人と恩師の先生方との懇談や保護者の方との写真撮影など、おおむね好評であったことから、終了時間の事前周知と時間厳守の御協力をお願いして来年も続けたいと思います。

なお、来年、成人式を迎えるのは、古川中学校卒業生164名、神岡中学校卒業生71名、山之村中学校卒業生2名の合わせて237名の方々でございます。そして1月3日開催予定の平成30年成人式に御案内をさせていただくのは、古川会場164名、神岡会場73名の皆様に加えて新たに住民となられた対象年の方々と、現在、所管の生涯学習課にて準備を進めているところでございます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

最後に、すばつと回答いただきましてありがとうございます。本当に朝の時間が大変だということで、特に女性の新成人は朝4時に着物を着て夕方4時までということで、非常に大変だったということでしたので、変えていただいたことは皆さん喜ぶのではないかなと思っております。

それでは以上で一般質問のほうを終わらせていただきます。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、前川文博君の一般質問を終わります。

次に1番、仲谷丈吾君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔1番 仲谷丈吾 登壇〕

○1番（仲谷丈吾）

議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私からはトイレについて質問いたします。

昨年9月議会では主に観光関係のトイレについて質問がありました。一般質問でトイレばかりを題材にすることが適しているのかはわかりませんが、私は飲食業が長いということもあり、トイレは非常に重要だと考えている1人です。飲食店はトイレが命と言われ、TOTOが行った「飲食店トイレについての意識調査」では、あなたは飲食店のトイレがきれいだとどのように感じますかという質問に対して、約8割の人がお店のイメージがよくなると回答しております。公共のトイレが清潔かどうかで町の印象も変わるのではないのでしょうか。私はトイレが清潔かどうかというのはものすごく重要なことだと考えています。そこで、次の2点をお尋ねいたします。

1つ目に、神岡小学校外トイレについてです。

今回私の元に神岡小学校外トイレがとても古く、苦情が多いとのお話がありました。私も小学校以来でしたがトイレに行ってみました。驚いたことに、私が小学生だった25年以上前と全く変わらないトイレがそこにありました。私は当時神岡東小学校で、野球部でしたが西小学校との野球の練習試合の際にはこのトイレを使用しておりました。当時でもこのトイレを古いと感じており、使うのが少し嫌だったことを今でも覚えております。今までなぜこのままだったのだろうと感じました。

もう1つ驚いたのはとても掃除が行き届いていたことです。正直男女を仕切る扉もなくにおいはとてもきつかったですが、丁寧に掃除をされていることもわかりました。地域の方が大切に使われてきたと感じました。

私の元に寄せられた「お願い」という題名の文書は3団体からです。神岡スカイキッズ様、神岡陸上スポーツ少年団様、飛騨エンジェルス様です。皆様のお手元にも配付させていただきましたが、こちらがその文書です。

内容はほぼ同じで、主なものは、特に夏場は臭いと虫がひどい。くみ取り式なので、物を落としてしまう。小さい子供があやまって落ちそうになった。小さい子供が特に怖がる。洋式トイレに慣れている子供が多いので和式トイレではできない子供が多い。我慢のできない子供は蟻川公園トイレまで車で乗せていくというものでした。

飛騨市は子供が少なくなってきたはおりますが、子供たちは宝です。スポーツ少年団で活動する子供たちは飛騨市の宝ではないのでしょうか。子供たちが快適にスポーツでき

る環境づくりも行政の大切な仕事の1つです。飛騨市の将来を背負っていく子供たちを伸び伸びと育てる環境をつくることはとても重要です。

トイレの場所については、神岡小学校や今回要望があった団体等、スポーツ少年団関係の方々から意見を募っていただきたいです。

今まできれいに掃除をしてきてくれた方々には感謝をしながら、1日も早い改修が必要だと思いますがいかがでしょうか。

2つ目に飛騨市内の公共トイレについてです。

内閣官房では平成26年11月から「暮らしの質」向上検討会を開催しており、これは女性が輝く社会づくりを目指すもので、平成27年5月から7月まで日本トイレ大賞を募集しました。378件の応募があり28件を表彰しました。内閣官房のホームページからは「トイレ事例集」もダウンロードできます。

日本トイレ大賞募集概要には、「トイレは、誰もが毎日使い、少なくとも5回前後、一生で15万回から20万回も利用し、8カ月から11カ月トイレで過ごします。この現実を直視して世界に誇れるような快適なトイレについて真剣に考え、良くしていきませんか。2020年の東京オリンピック・パラリンピック、訪日外国人の増加に向けて、みんなにとって使いやすいトイレを前に進めていきたいと思います」とあります。

トイレが清潔かどうかで町の印象が変わります。神岡小学校外トイレ以外にも飛騨市内の公共トイレ全てをもう一度見直していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

1点目の、神岡小学校外トイレについてお答えします。

当該くみ取り式トイレ改修の要望についてはPTAからの直接の要望ではありませんが、議員御指摘のスポーツ少年団関係者からの声としてお聞きをしているところでございます。

老朽化が激しく、下水道接続をするにしても多額の経費がかかることや、防犯上の懸念もあること、何よりも借地に建っていることで今回の御指摘を機に、当該トイレについては取り壊す方向で進めてまいります。代替となるトイレにつきましては、一般開放をしている神岡小学校体育館のトイレを校舎との渡り廊下途中にある入口から入っての利用をお願いすることになります。

今後、体育館側扉の鍵の受け渡しや施錠確認などの必要事項を検討した上で利用者にお伝えしたいと思います。

なお、議員がお触れになりました清掃については、飛騨市障がいのある人を支える会の皆様が週2回、きれいに清掃をしていただいています。この場をお借りして御礼を申

し上げます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、2点目の飛騨市内の公共トイレについてお答えします。

現在、市が管理する公共トイレは、多くの市民や観光客が利用する行政施設や観光施設、教育施設等を合わせ、少なくとも170カ所以上を管理しています。

子供やお年寄りなど、人に優しいトイレへの改修は市にとっても大変重要なことであると認識しており、特にくみ取りトイレの解消と洋式化への転換を重点に取り組んでおります。市が所有するくみ取りトイレは現在12カ所ありますが、そのうち、利用されている3カ所については改修を進めます。未利用の7カ所については廃止を行います。方向性が決まっていない2カ所については今後検討を行ってまいりたいと考えています。

トイレの洋式化につきましては、これまで利用者の多い公共施設や集客力の高い観光施設を優先して進めており、昨年度はまつり広場横の御旅所トイレ、神岡宙ドームのトイレ、神岡町公民館トイレの3カ所を2,500万円で改修を行いました。今年度は旧奥飛騨温泉口駅トイレ、市役所駐車場横トイレなど8カ所を2,200万円の予算で改修する計画です。

なお、障がい者や介助が必要な方の利用頻度が高い多目的トイレには、ユニバーサルベットを設置することとし、昨年は神岡宙ドームに、ことしは市役所駐車場横トイレ及び古川駅前観光案内所トイレに設置を予定しています。

トイレの改修については多額の費用がかかりますが、優先すべき箇所から今後も引き続き改修を進めてまいります。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

1つ目の質問の神岡小学校外トイレについてなんですが、お願い文書として3団体から出されたものもあるんですけど、やはり場所のことで、グラウンドから校舎まで距離もあるということで、使われている方からは今の場所ということは口頭ではそんなような話をされていたので、何とかこういった方から話を聞いて進めるようなことはできないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

バックネットのところから体育館のトイレまでは約130メートル、ゆっくり歩いて90秒ほどでございました。近くにあるに越したことはございませんが、決して遠くな

い距離であろうかと思しますので、この体育館トイレの使用をお願いしたいと思っています。

○1 番（仲谷丈吾）

距離は130メートルなんですけど、後でまたいろいろと苦情というか、使い勝手のことで問題になる可能性もあるので、話を聞いて進めるというのは、お金ももちろんかからないですし、そういった話し合いをする場を設けたほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

3団体の皆様、また、それ以外に一般に使用される団体の方が大体限られてきていますので、当該の方々との話し合いは持たせていただきたいとは思いますが、先ほど申し上げましたような市の方針で進めたいという意向をしたいと思っています。

○1 番（仲谷丈吾）

ぜひ話し合いの場は設けていただいて、皆様が納得のいくような形で進めていただきたいと思っています。

飛騨市のトイレがきれいに保たれれば、他市町村からいらした方にとっても、印象は必ずよくなると、神岡小学校の場合でも、ほかの町から野球の試合をしに来たりとか、スポーツ関係の試合で来た場合にも印象がよくなると思いますし、トイレがきれいな町というふうに言われるようになったら個人的にはいいのではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。

〔1 番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で1 番、仲谷丈吾君の一般質問を終わります。

次に午後に予定をしていました、4 番、住田清美君の一般質問を行います。

〔4 番 住田清美 登壇〕

○4 番（住田清美）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

1 点目は移住・定住施策についてでございますが、昨日、野村議員も同様の表題で質問をされました。移住者人数などの質問など重複する点もありますが、また違った角度から質問させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

さて、人口減少は飛騨市のみの課題ではなく、今や日本全体の問題であります。現在の人口構造上、下げ止まりの時期が来るまで減り続けることは、現実として受け止めなければなりません。

人口が減ると地域経済が疲弊し、自治体としての機能も低下してきます。当市でも人

口減少に手をこまねいているばかりでなく、さまざまな角度から補助制度などを設けて人口減に歯止めをかけていますが、年々人口が減っているのは現実であります。

そこで、少しでも地域経済活性化のために外貨を稼ぐことが必要となってきます。その一環が観光客による消費であり、少しでも飛騨市にお金を落としてもらおうことです。また、ふるさと納税もその一環であります。

しかし、長期的に見た観点では、外部からこの地に来て、住んで、働いてもらう移住者に期待するところも大きいのではないのでしょうか。岐阜県への昨年度の移住者は前年比16%増の1,310人と報道されていました。高山市への移住が242人で最も多く、次いで東濃地方で増加が目立つとのことでした。

どの自治体もあの手この手で、移住者確保に向けてしのぎを削っているのではないかと思います。当市の取り組みについて以下の4点をお尋ねします。

1つ目は、移住・定住施策の方向性についてです。

移住と一口に言いましても、Iターン、Uターン、Jターンなどの形態があり、対象者も若者や子育て世代、定年後の方々など生活設計も多種多様ですし、移住に至るきっかけもさまざまだと思います。

市では、各地の移住フェアなどで飛騨市のよさをPRされていることと思いますし、飛騨市移住サイト「飛騨に暮らす」もホームページに立ち上げ、情報提供もされてみえます。しかし実際のところ、移住者は増えているのでしょうか。そして移住者の思いも伺いながら、今後、移住・定住の増加に向けてどのような切り口で対応されていくのでしょうか。方向性についてお伺いします。

2つ目に飛騨市住むとこネットの運用についてでございます。

移住者にとって住むところは最初の基盤づくりであります。他方、市内には多数の空き家が点在しています。そこで、市内の宅地建物取引業者と連携し、市内の空き家を大切に使うてくださる買い手、借り手につなぐ空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」が開設されています。

しかし、市は必要に応じて情報提供や連絡調整を行うのみと記載されています。それでは成立に至るまでどのような流れで対応されているのでしょうか。移住予定者に親切的な流れでつなげていけるのでしょうか。また、実際移住された方との成立件数の実績はどのくらいでしょうか。

3点目に、賃貸住宅家賃補助金についてお願いします。

転入された方、及び新婚世帯の方が市内の民間賃貸住宅に居住される場合、家賃の半額を3年間補助する制度があります。なお、上限額がありまして、転入者が月額2万円、新婚世帯が1万円です。ただし、転入者は45歳未満が対象となっています。この年齢制限の基準はどのように決められたのでしょうか。

移住者を幅広く考慮するなら、定年後の移住者についても年齢制限の引き上げを考慮してもよいのではないのでしょうか。特に今、介護現場ではシルバー世代に期待するとこ

ろが大きいと思います。もちろん、市内に勤務または就農や起業されることなどを条件にして、この家賃補助を65歳くらいまで対象の拡大はできないでしょうか。

4点目に移住コンシェルジュの配置についてです。

移住・定住施策については企画部地域振興課で実務をされていますが、さらに移住者に寄り添うために、専門の移住コンシェルジュの配置については検討されていないでしょうか。全国の各地ではふるさと応援隊の方が担当されているところもあります。当市でのコンシェルジュの配置についてはいかがお考えでしょうか。

以上、移住・定住施策についてお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

それでは移住・定住施策についてお答えいたします。

飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、移住者を年間100人を目標に掲げまして移住施策を展開しております。移住実績としまして、これは県内移住者も含みますけど、平成26年度は41世帯54人、平成27年度は71世帯126人、平成28年度が51世帯77人と、多少の増減はあるものの、まずまずの実績をあげているものと思います。

ビジネス誌であります「プレジデント」6月12日号に掲載されました、「低収入でもハッピーに暮らせる町全国トップ10」においては、飛騨市が高知県本山町に次いで全国第2位として大きく掲載されました。こうした外部の評価は少しずつ増えており、移住を検討している方々に有効な情報手段として今後も期待されます。

また、古川祭のユネスコ無形文化遺産登録やアニメ「君の名は。」などにより、当市の知名度が高まっていることはもとより、飛騨地域3市1村連携事業として「飛騨ブランド」を発信するなど、まずは知っていただき、次に飛騨市に訪れていただいた上で、観光、伝統、文化、風習、体験等、さまざまなことを通して飛騨市の魅力に触れ、移住につなげる、そういった各段階に応じた施策を展開しています。

ありのままの飛騨市に、どこか懐かしさを感じながら、いずれ市民にという移住希望者の皆様には、雪の多さやコミュニティづくりなどを正直に説明した上で、移住、定住につなげています。

今年度は、飛騨市移住サイト「飛騨に暮らす」の更新を予定しておりますが、サイト更新に当たりましては移住された方の声を反映するよう、移住者座談会を実施するなど、移住希望者の目線で、より親切的なサイト構築に努めてまいりたいと考えております。

②の「飛騨市住むとこネット」の運用についてでございますが、飛騨市版空き家バンク飛騨市住むとこネットは、平成27年4月、市内宅建業者と協議を重ね運用を開始しました。市の役割といたしましては物件の掘り起こし、広報活動、物件について以外の

相談対応を行います。宅建業者は物件相談、物件現地調査、見学対応、仲介業務を行うように役割分担を明確にしております。

また、昨年１０月には、飛騨市住むとこネット登録宅建業者、市内の金融機関、そして飛騨市の３者によりまして「飛騨市における空き家等の有効活用の促進に関する協定書」を締結いたし、空き家の情報を共有し、さらに対策を強化しようと連携しております。

平成２７年４月開設以降、飛騨市住むとこネット実績としましては、累計で登録済物件が４９件、成約件数が２４件となっております。アンケート調査に御回答いただきました結果としてなんですが、その入居者内訳としましては、市内の方が２９名、市外の方が２８名と移住者が半数を占めているところであります。

また、昨年には空き家の有効活用としまして、空き家等賃貸住宅改修事業補助金制度を新たに設け、住むとこネットへの登録及び成約に結びつけているところであります。

移住希望者の皆さまに対しましては、相談の時点から親身に対応するよう心がけており、例えば、具体的に物件を見学する前に、市内の状況を見て回りたいといった御要望がありますれば、必要な情報提供を行うとともに、時には町を案内する場合もございます。

今後とも、市と宅建業者との役割分担のもと、情報共有を密にし、移住者対応に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

３つ目の賃貸住宅家賃補助金についてであります。

平成２７年度からスタートしました賃貸住宅家賃補助金は、かつては「ウエルカムＵ・Ｉターン奨励金」として商工行政部門で対応しておりましたが、今年度より移住・定住施策として企画部へ移管しております。

制度設計に当たりましては、定住促進と定住による地域経済の発展を目的としておりまして、若年世帯、新婚世代を対象に検討しており、議員御指摘の年齢制限の基準は、国の青年就農交付金の基準なども参考にして４５歳として設定したものであります。

年齢制限の緩和、もしくは撤廃につきましては、移住定住を促進する視点から検討が必要と考えておりますが、移住政策を始めとする全体のバランス調整が必要になることから、どの程度のところで線を引くのか、他市町村の動向も調査し、また今後、人材の流動化や定年延長が議論される中で、ニーズを把握し、検討を進めてまいりたいと考えております。

４つ目ですが、移住コンシェルジュの配置につきましては、移住された方に長く寄り添うためにも有効な施策であり、幾つかの自治体や岐阜県でも設置されているところであります。市におきましては、専門的な知識を有する適切な方がいらっしゃれば、例えば嘱託職員として雇用するなど検討したいというふうに考えております。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

○4番（住田清美）

移住者の数は増えていくというところをいただきましたし、雑誌に掲載されていましたが、あんきに暮らせるまちの中でもトップのところに飛騨市が今位置づけてあるということは、いろんな知名度もありますけど、よい知らせかと思っています。せっかくこういうビッグチャンスでございますので、きのう市長の答弁の中でも移住される方がまず見るのはホームページだということをお伺いしていますので、ぜひ今のサイトの更新は移住者の声を反映させるということでもございましたが、早急にリニューアルしていただきまして、このチャンスをしっかりとものにしていきたいと思っています。

また、住むとこネットの実績もそれぞれありまして、移住者が成約の約半数を占めているということもありがたいことだと思いますが、また引き続き連携を取りながら、よろしくをお願いします。

私1つお願いしたいのが、家賃補助でございますが、若者の若年層の定住促進が元にあるということは承知しています。ウエルカムU・Iターンのその制度がこちらに移ったということの流れもあるとは思いますが、先ほども全体のバランス、それから定年延長も含めてということでもございましたが、ぜひこの対象者の拡大についてはいろんな声を聞いていただきながら、しっかり対応していただきたいと思いますが、このことについては前向きに検討していただけるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

この補助制度に関しましては、やはりその目的を明らかにすることが一番大事かと思います。議員御指摘のように移住に関してどうすべきかということを経営部でしっかりと検討した上で、そういった対応に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○4番（住田清美）

ぜひ45歳過ぎの方で、移住されてきた方で該当されないという実例がありますので、しっかりと検討をよろしくお願いいたしますと思います。

それから移住コンシェルジュでございますけど、ぜひ、専門知識はこれからつくってもらえればいいと思いますので、ぜひ配置については前向きに考えていただきたいと思っています。そして飛騨市へ来てよかったと思えて、永いこと住んでいただける方が増えることを期待しています。引き続き施策の拡充をお願いします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

2点目は、手話言語条例の制定に向けてお尋ねいたします。

市長は就任以来、「元気で、あんきな、誇りの持てるふるさと飛騨市」の実現に向けて、さまざまな取り組みをされています。その中でも「あんきな飛騨市づくり」については最重点課題とされ、特に障がいの有無にかかわらず、みんなが安心して住める体制づくりを進めておみえです。一口に障がいといいましてもさまざまありますが、今回は耳

の不自由な方の対応についてお尋ねしたいと思います。

2006年、国連の障害者権利条約で手話が言語として位置づけられ、我が国では2011年に改正となった障害者基本法で、基本原則の1つとして「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」という条文が入りました。この改正により日本で初めて手話の言語性を認める法律ができました。

また、附帯決議においても「国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適正な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講じること」ということが採択されています。このことにより、手話によってコミュニケーションしたい、情報を得たい、利用したいというニーズがあれば、それを保障することを実現しなければなりません。

飛騨市において手話などの活動を目にするのは、健康と福祉の集いにおいてです。式典はもちろん、講演会における手話サークルや派遣通訳者の皆さんによる手話や、文字をスクリーンに映し出す要約筆記などが展開されています。聴覚障害者の方は、手話や要約筆記に目を凝らすことで、会場と一体となったコミュニケーションを体感されているのではないのでしょうか。

しかし、この事業のほかに手話サービスを目にすることはあまりありません。依頼がないのでしょうか。それとも手話ができる方の派遣ができないのでしょうか。また、障害者基本法改正により手話言語条例を制定している自治体もあります。手話を言語とされてみえる方への対応について次の点をお尋ねします。

1つ目、聴覚障害者への対応についてです。

聴覚に障害のある方、全てが手話を用いられているわけではありませんが、手話を言語とされている方は、社会参加をする上で手話での会話を望んでおられると思います。仕事上のコミュニケーションであったり、町内の寄り合いや公共機関での手続きなど、日常生活をする上で手話の必要性が出てきます。現在、市では国の制度により設置通訳者1名をハートピアに常駐していますが、日常生活上、手話通訳の要請があった場合、全てに対応できているのでしょうか。また、災害や緊急時など手話を必要とされている方への連絡方法は確立されているのでしょうか。

2つ目に、手話言語条例の制定に向けてです。

障害者基本法の改正で手話が言語として位置づけられたことにより、各自治体で手話言語条例の制定が進められています。県下では昨年、羽島市が制定され、手話への理解を通して全ての市民が共生する地域社会の実現を目指すことを理念とされています。

また、全国初の鳥取県では「手話ハンドブック」を作成し、学校に配布されるなどしてみえます。ぜひ飛騨市でも条例を制定し、手話への理解を深め、例えば市役所窓口で

手話による案内ができたり、地域でも手話に対する理解を深める働きかけを行うなど、「あんきに暮らせる飛騨市」の先駆的な取り組みとされることは考えてみえないでしょうか。

3つ目に、手話通訳者の育成についてです。

手話通訳者として登録するためには、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座の2つの段階を経て、通訳者試験に合格しなければならず、取得までに4年以上かかるということです。市でも手話奉仕員の養成講座などを開設されていますが、すぐに実践には結びつかず苦慮されているのではないのでしょうか。

小中学生の頃から手話に親しむことで、大人になってから手話通訳者への選択肢につながるかもしれません。各種団体等で手話講座を開設することで手話の拡大につながるかもしれません。手話のできる人の拡大に向けてどのような方策をお考えでしょうか。お尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

手話言語条例の制定についてということでお尋ねがございました。条例の部分につきまして私から御答弁申し上げたいと思います。

議員御提案の条例制定でございますが、聴覚障害者に対する支援を推進していくという上では大変有効な手段ではないかと考えております。

一方で、障害でございますが、聴覚障害のみならず身体、知的、精神、発達障害といったものがございまして、また、高次脳機能障害ですとか難病も、これも障がい福祉施策としての支援の対象というふうに位置づけられておるわけでございます。

そうした中で、障がい児者に対する支援は、飛騨市においては最重要施策というふうに位置づけておるところでございまして、昨年度その推進のために、飛騨市障がい児者支援ビジョンをまとめて、発表させていただいた、そして、その中で当面の施策について明らかにさせていただいたと、こういうことでございます。今後、さらに障がい児者支援施策を強力に推進していくに当たりましては、市民の理解と認識を深めてもらうという意味におきまして、障がい児者支援全般についての条例を制定するということは大変意義のあることではないかというふうに考えておるところでございます。

他方、これは条例制定までの過程が非常に重要だというふうに私は考えておりまして、現在取り組みを進めております、基となっております、障がい者支援ビジョン、それから現在策定を行っております、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画の策定に向けての議論を重ねる中で、政策の厚みや新たな考え方を整理して、その上で議論の1つの到達点として条例を制定するというステップになるのではないかと考えております。

例えば、「障がい児者にやさしいまちづくり条例」といった総合的な条例を制定すると

いう形の中で考えていきたいと思っております。これを、めどといたしましては平成30年度から平成31年度にかけて議論をして、まとめていくというようなことを考えていきたいと思っております。その中に聴覚障害者への支援、あるいは手話は言語であるというような項目を含めていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、全日本ろうあ連盟等におきましては、障害者権利条約に盛り込まれた情報・コミュニケーションの保障ということを目指しまして、情報・コミュニケーション法の制定に向けた取り組みを行っているというふうに伺っておりますので、こうした活動の成果もですね、参考にして取り入れていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは1点目と3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の聴覚障害者の対応についてお答えをいたします。

現在、飛騨市では聴覚障害で身体障害者手帳を所持していらっしゃる方は、平成28年度末で116人です。そのうち、手話通訳を日常的に利用されている方は9人いらっしゃいます。

飛騨市手話通訳者等派遣事業の利用は、平成28年度では個人で125件、団体で10件ありました。派遣職員の調整を行うことはありましたが、設置通訳者を置くことができたということもありまして、全ての申請に対し派遣をすることができました。

派遣依頼の内容につきましては、個人からは病院の受診、生涯学習講座、子供の学校行事、法事、会社の懇親会、免許証更新、補聴器相談、町内会行事、役所への申請等がありました。団体からは、交通安全法令講習、救命講習、マイナンバー講習、会社の事業発表会、会社の社員研修、学校の手話学習打合せ、身体障がい者体育大会等での派遣申請がありました。

緊急時などの連絡方法については、火災や急病などで消防署へ通報する場合に、ファックスを利用した飛騨市聴覚障害者等緊急通報事業が運用されています。事前登録をして、専用用紙を登録者宅に配備して運用するもので、現在9名の方が登録されています。

また、防災情報を携帯電話等に配信する「ほっと知るメール」の登録について広報ひだで案内するとともに、飛騨市聴覚障害者等緊急通報事業の登録者には、利用の案内をしております。

続いて、3点目の手話通訳者の育成についてお答えをいたします。

飛騨市手話通訳者等派遣事業に手話通訳者として登録していただいている方は現在5名で、その内訳は手話通訳士が1名、手話通訳者が3名、手話奉仕員が1名となっております。

手話通訳者になるまでには、地元で開催される手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程を修了してから、都市圏で行われる手話通訳者養成講座の基本課程、応用課程、実践課程を修了し、社会福祉法人全国手話研修センターが行う手話通訳者全国統一試験を受けることができます。試験の難易度はかなり高く、合格率は15%程度となっています。手話通訳者となるまでには最短で4年、平均で7、8年かかるといわれています。

飛騨市では、これまで設置通訳者が不在であった平成27年度を除き、毎年、手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程のいずれかを開講し、平成21年度から平成28年度までの8年間では、延べ46人の方に受講をしていただきました。また、この入門課程と基礎課程の修了者に対し、更なるスキルアップと受講後の手話技術の維持、向上のため、レベルアップ講座を2、3年毎に開催し、28人の方に受講していただいています。

手話学習者の拡大に向けては、入門課程と基礎課程の修了者に対し、身につけた技術を生かしていただくために登録制度を設け、修了者本人の了解のもとに活動登録を行い、行事への参加やボランティアとしての、実践的に活躍していただくことで、手話技術の維持とモチベーションの向上を図り、手話通訳者の資格取得につなげていきたいと考えています。手話通訳者養成講座は、都市部で開催されることから、その受講経費の支援についても検討を進めていきたいと考えています。

なお、小中学生に向けた取り組みとして、小中学校の授業や課外活動に手話を取り入れていただきやすくするよう、手話講座についての情報を教育委員会に提供していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

市長からは、あんきに暮らす飛騨市の障がいの有無にかかわらず、みんなが生き生きと生活できる飛騨市を目指してということで、手話は言語条約に固定せず、もっと広い障がいということで「やさしいまちづくり条例」の制定を今検討されているということでした。

ぜひ、いろんな障がいの方がみえます、全ての障がいの方が支障なく暮らせる条例をつくっていただいて、それをつくることによって、当事者もそうですけれども、市民の方々がそういう認識をしっかりとっていただいて、みんなで考えていくというふうになるといいかと、今、思っておりますので、ぜひ、早急にこちらのほうは進めていただきたいと思います。

それから、手話のできる方を登録するには、今、部長のほうからも年数もかかる、お金もかかるということで、登録費用の経費の支援もしたいということでした。こちらのほうの支援もぜひしていただいて、お願いしたいと思っております。

それから、もう1つお願いなんですけど、小中学生については、課外学習とか今もクラブ活動で手話とかが古川小学校でもあるようです、結構希望者が多いということで、

大変興味をもっていただいているということで嬉しく思っておりますが、また、その手話通訳士までとはいかないとしても、初歩的な手話講座ということで公民館講座に入れていただきますとか、また、事業所でやっていただくとかいうことも考えていただきたいと思いますが、市長、ぜひ、職員の研修の中でも手話、本当に窓口で、手話って簡単じゃないので、すぐには習得できないとは思いますが、年月をかけてそういう形で職員研修で手話を取り入れていただくようなお考えは、お願いできないでしょうか。

△市長（都竹淳也）

市の職員に研修を受けてもらうという、非常にいい御提案かと思います。やはり役所の職員が手話を身につけているというのはいろいろと機動性も高まりますし、また、市の姿勢を示すことにもなると思います。どういう形でできるか、早速検討してですね、そうした、特に関心のある職員含めて大いに手を挙げてもらうようなことを考えてまいりたいと思います。

○４番（住田清美）

ぜひお願いしたいと思います。手話を日常的に言語として、用いられている方々については、いろんな皆さんの思いもあろうかと思います。飛騨市独自では、聴覚障害者協会等はなく、高山市、下呂市、飛騨市も含めて社団法人の高山聴覚障害者協会という協会がございます。こちらに飛騨市の方も登録されておみえでございます。こういう協会を通じて、また聴覚障害の方が、今、不便に思われていることなどについても耳を傾けていただきながら聴覚の方に限らず、全ての障害の方についても通じると思いますが、耳を傾けて施策につなげていただきたいと思います。手話言語条例単独では今のところなくて、大きな形での条例の制定を考えていくというお言葉をいただきましたので、それを心待ちにしながら、やさしいまちづくりに向けてまた努力していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔４番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で４番、住田清美君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで少し早いですが、暫時休憩といたします。再開を午後１時といたします。

（ 休憩 午前１１時４０分 再開 午後１時００分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。午前に引き続き、一般質問を行います。

7番、徳島純次君。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは議長のお許しをいただきましたので、公民館活動について伺いいたします。

公民館は昭和21年の文部省次官通達により第二次世界大戦の敗戦後、新生日本の建設の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法、社会教育法によって法的整備が図られ、今日に至っています。

公民館の目的として、社会教育法第20条に「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定し、第21条に「公民館は、市町村が設置する」としています。

これに基づき、神岡町では各地域に公民館が設置され、それらの公民館で神岡地域公民館連絡協議会を組織し、協議会の運営方針、重点項目、活動の充実の活動方針を8つ定めています。

1つ目、地域の連帯感と活力のある地域づくりを目指した地域公民館行事の実施。

2つ目、神岡町の現状を把握した上で、地域の特性を生かした地域住民の交流の場、生涯学習の場としての取り組み。

3つ目、青少年育成推進委員や子ども会育成委員との連携による児童生徒の健全育成の取り組み。

4つ目、女性の地域活動への積極的な参画と活動の充実を図る取り組み。

5つ目、高齢化社会における地域公民館活動の中で、老人福祉活動の具体的なあり方や老人クラブへの加入問題等について、市社会福祉協議会神岡支部と連携しながらの取り組み。

6つ目、環境にやさしいゴミの分別収集の徹底や減量化、リサイクル運動の推進。

7つ目、町の人口減少をくい止めるためにも、少子化対策として結婚問題について考え、関係機関と連携を図っての取り組み。

8つ目、関係諸機関・諸団体との連携の推進、「生涯学習推進会議」、「青少年市民会議」との連携、市当局（市民憲章推進会議）、市社会教育委員会、市社会福祉協議会、市青少年育成推進連絡協議会、市子ども会連合会などとの連携を積極的に進め、共通課題の取り組みと定めています。この方針に従って各公民館がそれぞれ「元気で明るく住みやすい地域づくり」を目指して取り組んでいます。

このように神岡町では地域公民館が活動の充実に努めている中、平成28年度より公

民館の補助金がなくなりましたが、市の公民館活動に対する考えを伺います。

初めに、補助金復活について。

公民館への補助金は、平成26年度、18公民館、2,859戸、122万0,580円。平成27年度、17公民館、2,316戸、54万8,440円。平成28年度、18公民館、2,336戸、ゼロ円の推移となっています。

地域公民館は、地域住民相互の連携と親睦を図り、福祉、生活環境、防犯・防災などまちづくりの拠点として、祭、敬老会、各種スポーツ会の主催、環境改善、高齢者の支援、子ども会活動、市の行事協力、地域文化祭、花いっぱい運動、地域清掃など多岐にわたり活動し、地域の活性化と元気の出る地域づくりの一翼を担っています。このような地域公民館に対し補助金をとを考えますが、市の考えを伺います。

2つ目、公民館の位置づけは。

飛騨市の公民館は、古川町公民館、河合町公民館、宮川町公民館、神岡町公民館と分館として千代の松原公民館、釜崎生涯学習館があり、社会教育施設として生涯教育、社会教育を推進することを基軸に、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、地域の活性化と元気の出る地域づくりの核としての役割を担っています。神岡の18の地域公民館は、神岡地域公民館連絡協議会と連携しながら地域づくりの一翼を担っており、公民館と地域公民館は地域まちづくりの車の両輪と考えます。

神岡町の18地域公民館は、社会教育法第42条公民館に類似する施設に相当する「自治公民館」に該当しますが、市は神岡の地域公民館活動をどのように考えているかを伺います。

3つ目、公民館を地方創生の担い手としての活用は。

平成26年、内閣は急激な人口減少、高齢化という我が国が直面する課題に対し、各地域が自立的で持続可能な社会を創生できる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。まち・ひと・しごと創生法の目的に、「将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力のある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること」とあります。

公民館設置運営の要綱の中で公民館の機能として、地域社会の集いの場、生活上・産業上の指導を受ける場、各関係施設の機能を兼ねた文化教養機関、青年婦人団体・文化団体の本部であるとされています。このことから公民館は地方創生の担い手として、地域住民と協働し、まちづくりの拠点施設として役割が考えられます。

市長が提唱されている誇りの持てるふるさとづくりに、公民館の集まる、学ぶ、つながる、広がる役割を利用し、ふるさとへの誇りを高める施策を学校、教育施設、社会教育団体、NPO、関係行政機関などと連携して推進することにより地域の住民が、「ふる

さと」に誇りを持つことにつながり、さらに地方創生を支える活動となると考えますが、市はどのように考えるか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

公民館活動につきましてのお尋ねがございました。3点ございました。まず2点目の神岡町の地域公民館活動の位置づけについて先にお答えを申し上げたいと思います。

議員お触れになりましたけども、神岡町の公民館活動は、社会教育法に規定する公民館類似施設に相当する、いわゆる自治公民館というものに該当するのであろうというふうに考えております。その内容を見ますと、大きく5つの活動に分けられる。福祉活動、防災活動、育成会活動、スポーツ活動、生涯学習活動。福祉、防災、育成会、スポーツ、生涯学習という5つ活動でございます。このうち、防災活動と福祉活動は自治会的な活動でございますし、その他の育成会、スポーツ、生涯学習については社会教育的な活動であるというふうに分類できるのではないかと思います。これらはいずれも基礎的なまちづくり活動でございまして、議員の使われた言葉をお借りすれば、まさしく地域の活性化と元気づくりの一翼を担っていただいているものというふうに考えておるところでございます。

その上でですね、1点目の補助金の復活についてのお尋ねでございます。こうした公民館活動に対する補助金につきましては、きのうも高原議員の質問の中で議論がございましたが、合併以来の制度統一の流れの中で、直接的に公民館に補助を行うという制度が改められまして、分野別に団体を経由して補助が行われるという仕組みに変わってきたというふうに理解をいたしております。

具体的に申し上げますと、防災活動につきましては神岡町では地域公民館が実施しておって古川町では行政区長が中心になっておるということでございます。それから高齢者に対する見守り等の福祉活動は、これも神岡町では地域公民館で実施されており、古川町では行政区選出の福祉委員がその任に当たられていると、こういうことでございます。これらの防災・福祉の活動に対して、市はどのような形になっているかというのと、両者に対して防災・福祉活動支援ということで社会福祉協議会を通じて補助金を交付すると、こういう形となっておるわけでございます。

それから育成会活動ですが、こちらにつきましては公民館から推薦をいただいた青少年推進委員の活動に対して市から直接、報酬と費用弁償をお支払いする。また単位子ども会の育成会長で組織する育成連絡協議会へも補助を行うという形でカバーされているということです。

それからスポーツ活動ですが、神岡町公民館対抗スポーツ大会というのがあるわけですが、古川町では行政区選出の社会体育委員が中心となって地区をまとめて大

会に参加をするという形になっております。これらの活動については、市から直接の補助や支援は両方とも行なっていないわけですが、スポーツ施設の使用料免除や主催者である支部体育協会に補助金を交付するという形でカバーをしておると、こういうことでございます。

それから生涯学習活動でございますが、こちらについても直接の補助はございませんが、地域公民館が開催する自主的講座への指導者紹介や講師が市職員であればもう派遣をするという形で支援をするということでございまして、こうした形で現在支援体制がカバーされ、整えられておるところです。

こうした流れはさまざまな議論を経て、それぞれの地域と補助制度の整合を図る中で、確立されてきたものというふうに考えておるところでございます。

さてその上で、今後の補助金の取り扱いをどうするかと、こういう議論でございますが、今申し上げたようなことを考えてまいりますと、残るところはこうした支援の枠組みに当てはまらない活動をどう支援するのかと、ここに焦点が絞られてくるというふうに考えております。その際には、公民館や自治会に対して一律に一定の枠で支援をするということではなくて、それぞれが具体的にどんなことをしたいのかという中身に基づいて支援をしていくというのが私の基本的なスタンスでございます。

昨年度から導入をいたしました、小さなまちづくり応援助成金というのがございますが、これはその典型例というふうに私は位置づけておりまして、具体的な地域づくりの提案をしていただいて、それを市民参加のオープンな形で発表、審査をしていただいて支援をしていくと、こういうスキームを導入したわけでございます。当然これをですね、地区の公民館でありますとか、行政区が活用するということもあり得るわけございまして、実際に例がございまして、古川町の杉崎区でございますが、地域のまちづくり活動という形で、杉崎の「御所桜まつり」というのをこの春に開催されました。これは、この小さなまちづくり応援助成金に手を上げられて、それを採択を受けて実施されたものでありますけれども、これは区民の参加を前提としておるというのが当日も発表があったわけありまして、その意味では地域公民館あるいは行政区が行うまちづくり活動と位置づけができるわけありますけれども、それを提案され補助を受けられた、そしてそれを発表されたことによって、結果として区民のみならず市民に広く活動が知られ、あるいは飛驒地域に広く活動が知られ今年大勢の人がおいでになった、そして、飛驒市の新たな行事となるという流れができたというふうに理解いたしております。

そうした意味から考えますと、やはり何をやるのかということに着目して支援をしていくというのは、こうした形で具現化できるのではないかと考えております。もしさらに、この小さなまちづくり応援助成金も該当しづらい、カバーできないというものがあれば、それはその個別の内容に応じて、支援策なり補助制度を検討することということにしたいと考えおりますし、そうした御提案、御相談があればですね、お話をどんどん聞いてみたいというふうに考えておるところでございます。

それから3番目として、公民館を地方創生の担い手として活用してはどうかというお尋ねがございました。

神岡地区を念頭に申し上げさせていただきますと、地域公民館と市が運営する公民館、この役割分担を考える必要があるのではないかというふうに思っております。

まず、地域公民館が担っております、先ほども申し上げましたような防災活動、福祉活動のような自治会的活動、あるいは子ども達を育て見守る育成事業、こうしたものを行ってられるわけですが、これは地域においてしかできないことであるというふうに私は思っておりますので、地域公民館に継続していただくように継続して支援をしてみたいというふうに考えております。

一方で、少子高齢化や過疎化等がございまして、例えば船津地区のようにですね、組織の存続自体が厳しいというところも出てきておりますし、また、その他の地域においても同様なことは話が出てくる流れとしては考えられるわけでありまして、そういったしますと、地域公民館においても人材不足等が発生し、組織力が低下してくということが当然考えられる。そうしますと、じゃあそれをどうすればいいのかということになるわけでありまして、そこは地域公民館が担ってきた機能を市の公民館が代替をしていく、補っていくということが必要になってくるのではないかと、このように考えます。

特にある程度の人数を要する事業、これは生涯学習の講座でありますとか、スポーツの大会のようなもの、そうしたものになりますと、やはり地域の小さい地域公民館ではカバーがしきれないということが当然出てくるわけでありまして、そうしたところは市がカバーしていくということになると思います。実際に神岡町公民館では、本年度予算を増額いたしまして、ホール展示の充実など公民館のさらなる活用促進や公民館講座の拡充を現在進めているところでございますし、また、各地域の自主的講座への支援につきましても、講師の紹介をするとか、場所の提供を行うという形での環境づくりを支援していくということにも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、地方創生というお話もございましたが、人口減少が進んでいく中になりますと、そうした市の公民館が地域公民館を補っていくということだけにとどまらず、今度は各地域の人と人とをつなぐ、そしてまた、交流を促進するという機能も大事になってくると考えておりまして、その中で新たな地域活動が生まれてくる、これがまさしく地方創生ではないかと、このように考えるわけです。

1つ、私も参加したものの例を申し上げますが、市の公民館の生涯学習活動で「飛騨の食卓学」というのがございまして、私も神岡のキムチの講座にですね、参加をさせていただきました。こうした講座、郷土料理の講座ですが、まさしく交流を促進して、相互の理解を深めて、それから食文化を通じて新しい取り組みを生み出そうと、これはまさしく地方創生であるということを考えておりますし、これこそが、市の公民館ならではの活動ではないかというように考えております。こうして役割分担を果たす中でですね、全体として公民館がまちづくりの拠点機能を発揮していくということを期待してま

いりたいと、このように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（徳島純次）

地域公民館と市の地方の公民館の役割について、非常にわかりやすく説明いただきました。

1点ですね、地方公民館ではですね、組織があるわけです。例えば公民館の中にそれぞれ本部であります公民館長だとか副館長、それから総務部、福祉部、女性部とかいうような各部を想定して、その部がそれぞれ年間の行事計画を立てて何をするか決めて、1年間の年間行事計画を立てて行うわけです。

地方公民館の場合はですね、聞きますと館長さん、これは市の公民館全体で1人というふうに伺っていますが、各公民館にはそれぞれ館長がいなくて、1人で全体をカバーしていると思いますが、その中で、先ほど市長が言われたようないろんな活動を行っていくには、陣容が非常に不足しているんじゃないかなというふうに思いますが、公民館の中に主事を置くとか、組織をもう少し充実して、主体的に、今の中では市民からいろんな申し入れがあって、それを公民館のほうで支援をしていくという格好ですが、公民館が主体的に計画をして実行していくというようなものもあっていいのではないかなというふうに思うわけですが、地方公民館の中に、もう少し人員を増やすということは考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

スタッフの充実の件ですが、昨年、一般質問で洞口議員からだったのではないかと思います。公民館活動のお尋ねをいただきまして、スタッフの充実、そのときも少し議論になったという記憶がございます。

ことし、神岡の活動を強化をしていくということでスタッフの陣容強化ということも、逆に1名増員をさせてもらったところでございますけれども、これで全体としてカバーしきれるかどうかという問題も当然あるわけでございます。これは市全体の職員の配置の問題ともかかわるものですから、ここで大きく強化しますということは必ずしも言い切れないところはあります。

ただ、今後、先ほど申し上げましたように、いろんな地域づくりの拠点性、拠点として、あるいは地域づくりの中心として役割を果たしていく、いろんな活動を行っていくときに陣容が足りるのかということがございますので、そのあたりは市全体の職員のバランス、あるいは臨時職員、嘱託職員の配置をどうするかということを考える中でですね、1つのテーマとして位置づけて検討してまいりたいと思います。

○7番（徳島純次）

人員の件、1名増員されているということで、ぜひ今後とも様子を見て、足りない場

合は増員をよろしくお願いします。

補助金の件ですが、小さなまちづくり応援事業を活用するというのは非常によくわかるんですが、私が所属している公民館で見ますと、主な活躍の資源としては地域の住民から徴収する公民館費、月200円ですが、これが主な活動資金になっています。

この中でカラオケ大会だとか、手芸会、舞踊クラブ、グラウンドゴルフ、ペタンク、運動会の参加、ミニデイサービス、研修旅行だとか公民館・公園の清掃活動というものを行っています。

先ほど言われたように応援事業になじまないものもありますし、さらに、全域に手を広げるには難しくて、地域だけで皆さんの食生活を豊かにしようということでワインセミナーというのもやるんですが、これを大きく手を広げてやるのは無理があって、こういうのをやろうとすると、どうしても多少なりとも資金は必要です。各参加費用は取りますが、全部負担するわけにはいかないのので何らかの公民館からの補助を出してやるというふうにやっていると、前いただいていた補助金というのは、そんなに大きな補助金じゃないんですね。私が所属している公民館ですと、年間4万円くらいの補助金なんですけど、それでも大きな資金なんですね。こういうものがあるといろんな活動もできるということで、ぜひ補助金について御一考いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

小さなまちづくりよりも、さらにさらに小さなマイクロまちづくりといいますか、そういう補助金の資金という考え方は確におっしゃるとおりかと思います。本当にわずか数千円でも、それによって大きく違うということがあるというのは私も十分承知しております。ただいろんな議論を踏まえてこうした1つの流れになっているということもございまして、当面は私が先ほど申し上げたように、そうした小さなまちづくり応援助成金というものを活用いただいたりする中で、さらに議員がおっしゃったようなニーズ等々がたくさん出てくるのかどうかということもまた考えてまいりたいと思います。

先ほど申し上げたように、そういうのがもしカバーしきれず、わずかな1万円、2万円という資金でも大きく事が動くんだということが各地であれば、またそういったことも検討材料にしながらいろいろ考えていくということになるかと思いますが、当面は今ほど御答弁申し上げたように、現在の小さなまちづくり系の助成金等々を活用していただく中で進めてまいりたいと、このように考えていますのでよろしくお願いします。

○7番（徳島純次）

ぜひ御検討いただきたいと思います。神岡の地域公民館は古川の人たちには非常にわかりにくい活動ではあると思いますが、古川が行っている区の活動の大部分を神岡では公民館が行っている部分がありますので、そういうところも御理解いただきたいとい

うふうに思います。神岡の公民館は小さい地域でそれぞれ頑張って活動していますので、ぜひ温かい目で見守っていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で7番、徳島純次君の一般質問を終わります。

続いて3番、澤史朗君。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

議長から発言のお許しをいただきましたので、これより質問させていただきます。

まず初めに、市の防犯対策についてお伺いいたします。

昨年夏、アニメ映画「君の名は。」の公開以来、聖地巡礼という形でたくさんの観光客が飛騨市を訪れています。ことしに入ってから、台湾、香港、中国などからも多くの方が訪れるようになり、少し前と比べると古川の町の様子が随分変わってきました。また、古川祭のユネスコ登録、スーパーカミオカンデでの梶田先生のノーベル賞受賞、レールマウンテンバイクの人気の、まさに飛騨市は今、観光の追い風に乗っていると感じております。この状態がいつまでも続くとは思われませんが、市長を先頭に市ではさまざまな仕掛けをしながら、これを一過性で終わらせないように取り組んでいることに敬意を表したいと思います。

観光客は確かに増えましたが、これまでにないさまざまな目的で訪れる方や外国人観光客が増え、市民は少し不安に感じているところもあるのではないのでしょうか。街なかの空き家を利用したゲストハウスもあり、宿泊者から突然声をかけられ驚いた子供もいるようです。道路網も整備され、物流だけでなく人の出入りもスムーズになりました。よからぬ目的で入ってくる人もいないとは限りません。市長が掲げる「あんきなまち」をどのように守っていくのか、現在の防犯対策と今後の方針をお聞きます。

飛騨市は県内でも犯罪件数の少ない安全なまちであることは間違いありません。しかしゼロではありません。ここ3年間の飛騨署管内での刑法犯認知件数は、平成26年が84件、平成27年が95件、平成28年は69件となっており、凶悪犯罪はありませんが、この件数の大半を占めるのが自転車盗や万引き、侵入盗などの窃盗犯罪です。ちなみに高山署管内では、平成26年が459件、平成27年が432件、平成28年が431件と、これはあくまで認知件数であり実際はこれ以上あると考えてよく、この中には殺人や強盗などの凶悪犯罪も含まれています。対岸の火事というわけにはいきません。このような犯罪がいつ自分の身に降りかかってくるのかわかりません。

備えあれば憂いなし、最近の捜査でも防犯カメラの映像がよく取り上げられています。飛騨市でも公共駐車場などに防犯カメラを設置して安全対策を強化すべきではないのでしょうか。犯罪者は車で移動します、時が来るのを車をとめても目立たない駐車場に

いることが多いようです。そこで、駅前のロータリーと市営市役所駐車場に防犯カメラを設置する、駅前駐輪場は自転車盗の被害が多く犯罪の抑止力にもなると考えられます。また、今後は民間にも協力を依頼し、カメラ設置の一部補助をするなども考えられます。ただし、いつも監視されているような状況はつくりたくありません。より安全で安心なまちをつくるためには必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

防犯対策についてのお尋ねでございます。１点目の安心安全なまちづくりにおける防犯対策についてという項目につきましては、私のほうから御答弁申し上げます。

この防犯対策、言うまでもなく「あんきな飛騨市づくり」の根幹をなすものと考えておりまして、市としてもしっかりした取り組みが必要だということはもう言うまでもないことだと思っております。

その基礎となる飛騨市における犯罪の動向でございますが、指標となる刑法犯認知件数ですが、これ県内の市の中で最も少ないというのが飛騨市のデータでございまして、また町村を合わせても県下で最も少ない水準にあるという状況にございます。警察署別に見ますと、平成２８年の飛騨警察署の刑法犯認知件数は６９件でございまして、全警察署の中でダントツに少ないと。また、飛騨地域の中でも、高山署は４３１件、下呂署は１０２件ということでございますから、飛騨署の６９件というのはいかに少ないかと、こういうことでございまして、そういう意味では大変安全なまちと言えるのではないかと思います。

しかしながらそれでも、犯罪は発生しているわけでありまして、平成２８年を例にとりますと、先ほど申し上げた６９件のうち、侵入盗、乗り物盗等の窃盗が３７件、器物損壊等その他が２２件、それから暴行、脅迫等の粗暴犯が８件、詐欺等の知能犯が１件、強制わいせつ等の風俗犯が１件となっております。これ全体で見ますと窃盗と器物損壊等で８６％と大半を占めるということになっておるわけでございます。これらは昼夜の隔たりなく行われてというふうにとっておりまして、このほかにも、認知件数に挙がっていないものの、実際に被害に遭われた方もあるということでございますし、けさ新聞で皆様方もごらんになったかもしれませんが、飛騨市内で特殊詐欺の被害があったと、しかも大きな被害があったということもございまして犯罪というのはいつどこで起こってもおかしくない、刑法犯認知件数が少ないからといって安心できるものではないというのはしっかり肝に銘じておかなければならないと思うわけでございます。

そうした中で市がどういう対応をするのかということでございますが、私は市ができること、やるべきことは徹底した注意喚起と啓発であると、このように考えておりまして、具体的に従来から飛騨警察署や飛騨地区防犯協会による市内パトロール、見守り隊

による児童の登下校時の同伴活動、それから青色回転灯を装着した市公用車によるパトロールといったものを実施するに加えて、振り込み詐欺等の事案があった場合には、飛騨警察署と連携し、同報無線やSNSによって市民に対して注意喚起を行うということも実施しておるところでございます。けさ新聞に掲載されました事案につきましても即、市のフェイスブックページ、ツイッター等、同報無線を含めてですね周知、注意喚起を行ったところでございます。

また、市に寄せられる消費者生活相談、この中にも犯罪の目が潜んでおりまして、架空請求などの詐欺的な相談も実際にあるわけでございます。今年度より毎月1回、県の消費者相談員が市役所で相談を受けるという体制をとって、これにも万全を期しておるところでございます。

こうした取り組みを継続すると同時に、今後、犯罪の多くを占める侵入犯、窃盗に対する対策を強化していくことも重要であるというふうに考えておりまして、これはこの後、総務部長からの答弁の中でも申し上げさせていただきたいと思います。

また、こうしたことを徹底してPRをする。こうした飛騨市が対策をとっているということをPRすることが、「飛騨市に行くと簡単に犯罪は起こせんぞ」ということを犯人に思わせるような地域をつくるということにつながるのではないかと考えておりまして、そうしたことも有効な防犯対策になっていくと考えておりますので、そうした多面的な取り組みの中で安全、安心なまちづくりを実践していきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは2点目の防犯カメラの設置に関する御質問についてお答えいたします。

防犯カメラ設置の効果ですが、テレビや新聞で報道されているように、犯罪の解決や犯罪抑止につながることなど、その効果は社会的に認められており、様々な施設に防犯カメラが設置されております。

また、市内における刑法犯認知件数を見ますと、先ほど市長の答弁にもありましたが、窃盗、器物損壊等の件数がほとんどを占めており、これらの犯罪は、防犯カメラ等から「見られている」という状況をつくれば、かなりの件数の犯罪を抑止できると考えられます。

一方、市内の防犯カメラの設置状況ですが、金融機関、コンビニエンスストア、アパート等の一部に個人で設置されているのが現状であり、市で設置しているものはございません。

こうしたことを踏まえ、市民が安全に生活でき、旅行者も安心して観光できるよう防

犯カメラの設置促進は必要ではないかと考えており、当面、市の公共施設への設置を検討すると同時に、民間施設における防犯カメラの設置支援についてもあわせて検討してまいります。

なお、防犯カメラの設置により個人のプライバシーなど人権が侵害されるのではないかと不安もあると思いますので、設置や運用の際のプライバシーへの配慮が重要な課題であると認識をしております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○3番（澤史朗）

市長の答弁、総務部長の答弁ありがとうございます。犯罪件数、認知件数というのは先ほど私も申しましたように飛騨署管内というのは県下でも一番少ないという、非常に安全なまちであるんですけど、市の対策としては注意喚起と啓発を行っていくと、多面的な取り組みをしながらということでしたが、私もここ10年以上飛騨署管内の少年補導員をしておりまして、夏休み、冬休み等の見回りだったり、イベント時の啓発活動をやらせていただいています。

非常に安心なまちではあるんですけど、実際にその中でも少年犯罪というのはゼロではないです。ですから、そういうこと多角的、多面的に見守っていただくということ、そして総務部長の答弁の中で前向きに考えていただけるということでしたので、ぜひこれをお願いしたいと思います。

その中で最初に質問した中で、今市内の空き家を活用したゲストハウスや民泊というものが少しずつ出てきています。その中で先ほど最初の質問でも言いましたが、やはり近所の方がなかなか周知していない、認識していないというところがありまして、民泊も県への届け出で許可を得れば、届け出で実際にできるということになっていますけども、家主が居住している民泊と、家主が不在型の民泊と2種類あります。

そういったところで、中には突然というわけではないですけど、今まで空き家だったところに人が寝泊まりしていると。何日かで帰っていくということで、誰が管理者なのかはつきりわからないというケースもあるようです。中には少し夜遅くまで騒がしかったり、今の住宅宿泊事業法ですか、民泊新法にはいわゆる管理者がそういったことをしっかり告げて責任をとるようにということが書かれていますけども、なかなか管理者不在の場合はすぐにその判断ができない。じゃあ近所の人がどこに相談すればいいのかよくわからないといったところの窓口、一元的なところを市役所に置かれているのか、それとも全くその事業者に任せているのか、その辺も防犯の1つとして非常に重要なことだと考えますけども、どのようなその対策があれば教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今ほどの民泊の話ですが、市の中に相談先窓口というのはつくってございません。ま

だそういった意味では民泊の相談といえますか、今議員がおっしゃったような周囲の不安に対する相談体制というのは整備ができていないというのが現状です。

ただ、聞いていますと私どもが承知している部分は簡易宿所の許可をとって営業されているところが多いと承知していますけども、やはり民泊新法の適応も受けてくるということでもありますし、ここについては周囲の住宅、所有者の方々、お住まいの方々への連絡、案内等も含めてですね、市が窓口になるのがいいのかあるいはそれぞれの事業者とコミュニケーションを密にとってもらうのか、あるいは両方ともあったほうがいいのかいろんな切り口があると思いますが、この点については大事な事なので早速検討してまいりたいと考えております。

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。まだ民泊の数自体は少ないかと思いますが、やっぱり今後、町なかの空き家を活用するということの、1つのこれは、ただ空き家でほったらかすわけじゃなくて、それを活用するということで非常に有効な活用方法の1つだと考えています。ぜひそういったところ、業者のほうに責任があるわけですけど、やはり狭い町ですから地域住民の理解を得ながらやっていけるような方向へ、行政のほうでも少し指導とまではいなくても声をかけていただきたいなと思います。

それでは2つ目の質問に移ります。

文化振興条例の制定について、ちょうど午前中住田議員の質問の中にも条例制定の話がありましたけれども、今回ちょっと分野の違う条例ですけど、今年度の主要事業に、姉小路氏関連城館群（山城跡）整備活用事業、そして江馬館跡整備活用事業、百足城跡公園整備事業など史跡に関するものがあります。

先日も百足城跡公園での試掘で発見された石垣の説明会が行われました。整備をするのは一時、一旦整備されるとその維持管理が続くこととなります。小島城跡は地元の皆さんが以前から整備し管理をされていますが、山城跡は民有地であり整備後、その管理をどのようにするのか疑問が残ります。江馬氏館跡は国の史跡指定を受けていますが、姉小路城館群は国史跡レベルの価値があるとは言われてはいますが、指定はされていません。

市には文化財保護条例の中で「その保存及び活用ための必要な措置を講じ」とありますが、あくまでも保存管理が主であり、その活用については詳しく定められていないような気がします。

今年度の事業でその活用を検討するとあり、勉強会や現地での説明会などが予定されているようですが、価値ある文化財として後世に残すことを考えるのであれば、ハードの整備と並行して、その保存活用を確固たるものとする規則が必要であると考えます。保存活用の根拠が弱いままでは、時が過ぎればまた元のようにになってしまう可能性もあります。条例で基金を積み立てるなど将来に向けての方針を伺いたく思います。

また、市には文化施設として美術館、文化交流センター、友雪館がありますが、それ

らの施設が設置目的にあった活用がされているでしょうか。合併以前からある施設と合併後にできた施設がありますが、いま一度その目的を見直す必要があるのではないのでしょうか。

施設に関する条例はありますが、文化振興に関する条例がないため、指定管理を受けている管理者も戸惑うことがあります。平成13年12月に施行された文化芸術振興基本法には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、芸術文化の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。市民憲章にも「文化が薫る、活力とやすらぎのまちをめざし」とあり、市長が目指す「誇りの持てる飛騨市」にするには、文化財のようなハードと芸術のようなソフトの両方の文化が必要だと考えます。ユネスコに登録された古川祭を始めとする地域の祭も当然含まれます。これはふるさと教育にも通ずるものがあると考えます。

岐阜県には文化芸術振興基本条例があり、県下では岐阜市、大垣市、高山市、関市に文化振興指針や計画があります。この機会に条例とまでとはいかなくても、文化振興指針を作成するよう進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

文化振興条例の制定についてのお尋ねがございました。姉小路城館群の活用の方針、個別事項であります但全体として合わせて私から御答弁申し上げたいと思います。

まず1点目の姉小路氏城館群の保存管理及び活用の方針ということでございます。

この山城の振興、整備活用ですが、今、力を入れてやっているわけですが、昨年市民の皆様との意見交換会を始めたときに、多くの会場といいますか、複数出されたのがこの山城を何とか活用できないかというお話でございました。当時、具体的に古川太江、杉崎地区の小島城、それから神岡町江馬地区での高原諏訪城のお話もございましたし、神岡町吉田地区で傘松城のお話もございました。

私自身、実はこの山城、意識はしていたのですが、最初から大きくやっつけようという頭のメニューの中にはなくてですね、市民の皆様方に教えていただく形で、これはぜひ取り組みたいということで始めたわけでございます。

それで今年度、そのほかさまざまな文化、歴史関係の事業がございますものですから、文化振興課を新設いたしまして、本格的に取り組みを始めた、という流れになっております。

それで山城なんです、これは文化財、史跡でございますから、活用するに当たってはまずしっかりと学術的な調査をすることが必要というのが私の考えでございまして、ことし4月に山城の専門家である滋賀県立大学の中井均先生においでいただきまして、

現地を踏査していただきました。先生の所見なんですが、遺構の保存状態が非常にいい状態に残っている、巨大な堀切や畝状の堅掘群がダイナミックに切削されていて、飛騨の山城としての特徴をよく残している。そして、国指定史跡に値するという高い評価をいただいたところでございます。この評価を基に、今後、市としての国の指定史跡を目指して、本年度、調査指導委員会を設置いたしまして、文化財としての価値を本格的に調査していくということになっているところでございます。

当面の流れですが、指定に向けて必要な総合調査といたしまして、遺構確認発掘、これトレンチ調査と言われますが、それを行うほか、詳細地形測量や文献史料に基づく歴史的な史実の裏づけを精査いたしまして、平成33年度を目途に姉小路氏関連城館群につきまして、国指定の史跡の申請をしたいと、このように考えておるところでございます。

この調査指導委員会を通じましては、保存活用計画を策定するということが通例になっておりますので、議員お尋ねの保存活用の指針としては、この調査指導委員会を通じて策定いたします保存活用計画をもって当てたいと、このように考えているところでございます。

その上で現時点で私、また、私どもの学芸員を含めてスタッフといろいろ夢を語り合っているところでございますけれども、そうした温めている案を少し御披露申し上げたいと思いますが、当時の山城の様子を示す復元図的なイラスト、絵ですね、これをですね、やっぱりつくりたい。山城は今、木に覆われて山になっているわけですが、当時木というのはないわけでございます。当時の姿をしっかりとイメージできる絵をつくるというのは、山城の姿を語る上で非常に重要だと考えておりまして、そうしたイラスト、絵的なものをまずつくりたい。

それから山城の特徴とかでございます。先ほど巨大な堀切等々とお話しましたが、特徴を解説するような常設のガイダンス展示をつくったらどうかというようなことも語り合っております。神岡には江馬氏の城館群、古川には姉小路氏の関連城館群というものがあるわけでございますので、それぞれ神岡、古川地区に1カ所ぐらいずつですね、そうした拠点になるものがあるといいのではないかと、これは何も新しい建物を建てて大規模に誘客するというよりは、街なかの施設とか、空き家とかそうしたものを上手に活用してやっていくようなイメージでありますし、例えば神岡城とかですね、そういった既存の建物というのも1つ利用価値があるのではないかなということも考えております。

また、現地におきましては、史跡活用の基本として一般公開が手法の1つとされておりますので、飛騨市民だけではなく、多くの方々に山城の文化財としての価値を理解し、その価値がさまざまな形で享受できるようにしていきたいというふうに考えております。

そのためには、山の木を伐採しまして、外から山城の位置がわかるようにする、あるいは城主がかつて山城の上から見下ろした風景を見られるようにするというようなことも必要かと思っておりますし、縄張り図というような表示看板をつくったり、あるいは

やぐらの跡、本丸箇所には解説看板を設置するというようなことで、現地に行ってもよく理解できるというような形にもしていきたいと思っております。

ただ、こうしたこともやはり専門的な見地でしっかり指導していただくことが必要ですので、調査指導委員会において御検討いただいて、そうした御指導いただきながら、山城が持つ意味のある史跡整備というのを進めていきたいと考えております。

それから、基金造成にお触れになりましたけれども、こうした保存活用計画を策定する中で、一体どのくらい事業費を要するのかということがだんだん定まってまいりますので、その際に財源対策をし、この基金等々について必要なかどうか、改めて検討してまいりたいとこのように考えております。

それから2点目の文化振興指針、条例、指針でございますが、この件について申し上げたいと思います。

この文化というものは、非常に意味が広うございます。音楽や美術などの芸術から文学もありますし、歴史もあるし伝統芸能もあります。さまざまなものが含まれ、人によっても捉え方が違う。で、飛騨市が文化に取り組む意義というのは何なのかということをお改めて考えるわけですが、私自身は飛騨市が取り組む意義というのは、飛騨市が持つ歴史、伝統、新たな創造、市民のアイデンティティにする、つまりこういうすばらしい歴史文化があるんだということ、伝統があるんだということを市民のアイデンティティにする。それによってふるさと意識を高めて郷土の誇りにつなげていく。ここに意義があるのではないかと、このように考えておるわけです。

で、市民憲章にも先ほど議員もお触れになりましたけれども、「文化が薫る、活力とやすらぎのあるまち」ということがうたってあるわけでございますし、私が申し上げておる「誇りの持てる飛騨市」というのはまさしくそのものであるというふうに考えております。で、そうしたことがありますものですから私自身就任以降、例えば、文化財でありますと古川祭の研究、各地の伝統的な祭の保存、山城の振興、そうしたことに取り組んでまいりましたし、文化芸術面においては昨年度、美術館やまつり会館のあり方についての検討委員会を整備して御議論いただきまして、方向性についていろんな意見を交わしてきたところでございます。

そうした中で、議員御提案の文化振興の方向性をわかりやすく条例や指針で示したらどうかという御提案は大変傾聴に値するものだと、このように考えておるところでございます。

一方で、この地域文化の振興というのは先ほど申し上げられたように、非常に広いわけでございます。そしてまた地域の文化資源をいかに発掘し、発見し、それをどうつなげていくのか、そして地域の文化力にどう結集させるのかということが大事でございます。そのための準備がまだまだ不足しているというふうに考えております。

例えて言いますと、文学ですが早船ちよさん、それから中河与一さん、それから荒垣秀雄さん、文学・エッセイ等の世界でも文筆の世界でもですね、飛騨市にゆかりのある

方々、こうした多くの方がおられるわけですが、まだ十分にその偉大な功績について語れるあるいははっきりと意識をするということの確立までに至っていないということがございます。

例えば音楽もそうございまして、地元出身のアーティストの掘り起こしもまだまだ進んでいない。先日、飛騨市の表彰式で地元の出身のシンガーソングライターの袈裟丸祐介さんという方に歌を歌ってもらいました。偶然に私2月に存在を知りまして、たまたま市長室においでいただいて、これはぜひ皆さんに知っていただきたいと思ひまして、飛騨市の表彰式で歌ってもらえないかという打診させていただいたのですが、もっとほかにもきっとおいでになるんだろうというふうに思っているわけでございます。そういった意味でも音楽もまだまだ掘り起こしが進まない。

それからそのほかにもパッと思いつくだけでもですね、古川町古墳群がございまして、宮川の考古民俗館、これもまだ活用についての議論が緒についたばかりでございますし、神岡町出身の貼り絵作家の井上あき子さんという方がおられまして、作品が小萱の御実家のほうにたくさんあるわけですが、これの方針もまだ十分決まっております。

そうしたように地元出身の芸術家の作品も含めて、まだまだ取り組むべきコンテンツですね、これが枚挙にいとまがない一方で掘り起こしが十分にできていないということでございます。で、私自身はまず、おおむね大体このあたりが飛騨市の文化として取り組むべきであろうというところを、もう一度全体像を掴みたいというふうに思っております。いましばらくお時間を頂戴し、どのような要素があるのかを掘り起こしまして、そして振興策を議論する切り口ができた段階で、議員御提案の文化振興条例、あるいは指針策定の準備に入っていきたいと思っております。決して長く時間をかけるつもりはございませんが、いましばらく時間を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（澤史朗）

丁寧な御答弁ありがとうございます。

1つ、先ほど山城城館群に関して市長と語る会の席で地元の方からそんな話が出たということで、その話は私も少し聞いていますけど、実際に今タイムリーな話題として、先週16日に国の文化審議会がこの江馬氏下館庭園を名勝指定として文科大臣に答申をしました。これによって江馬氏館跡は国の史跡と名勝の二重指定となって、県下では初めて、全国でも約50件しかないというふうに聞いています。

飛騨市の宝がさらに増えたことになったかと思ひますけども、二重指定ともなると、やはり維持管理の問題が出てくると考えます。

先ほど昨年の市長と語る会で山の館跡をもっと活用できないかという話が出たということは、あの館が完成したのは随分前です。それからしっかり活用がされていなかったということで、その話が出てきたように思ひますけど、国の史跡として指定をされてい

る城館群の中の館。今までどのような維持管理をされてきたのか。今の館跡の土堀ですね、周りの、あれもかなり剥がれが目立ってきて、傷んでいるところもあります。今、名勝指定をされてより維持管理というのが厳しくなるのか、今まで従前どおりでいいのか、それに対する修繕の費用だとか、そんなのを現段階で試算ができていいのか。また、指定されたことによって文化庁等からの補助等があるのか、わかる範囲で教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

江馬館なんですが、先日、先ほど申し上げました調査指導委員会の中で先生方に見ていただいていたしまして、今どこをどういうふうに直すといいかという御議論をいただいています。

実際行ってみるとわかりますが、土堀が少し風化したり傷んだりしているところもありますし、再建された当時の様子とは違う部分があるわけなんです。他方で、私も聞いてみますと、むしろ風化、劣化したほうが全体の雰囲気としてはいいのではないかという御議論もあるやに聞いております。そうした意味でいきますと、やはりこれもどういうふうに直すと名勝としてふさわしいのかということについて、専門家の御議論を踏まえてやっていく必要があると思っていますが、何もびかびかの新築同然の状態を保てということではないのではないかというふうに理解をいたしているところでございまして、そうした中で対応を決めていくのかなというふうに思います。今現在において、今後修繕費用がどのくらいであるかということをお願いする段階にはちょっとございせん。

ただ、幾つか例えば中のふすまに水が入って汚れが出たりというところなんか一部ございまして、簡易な直すべきところは直したりというようなことをしながらですね、保全に取り組んでいくのかなということを思っております。

ちなみにせっくなので申し上げておきますと、市役所の1階に市民ギャラリーというのをつくっていますが、昨日、江馬館の名勝指定を受けて展示をしております。飛騨市の学芸員たちが手づくりで作ったものですが、非常によくできていますので、ぜひごらんいただきましてまた理解を深めていただければと思っております。

○3番（澤史朗）

自然劣化がまたその建物にふさわしいということで、部分的にはあるのかなと思いますけれども、ただしあれだけの立派な建物ですので、必要な部分はこれから修繕等が出てくるかと思います。そういったときに、先ほどちょっと聞きましたけど、指定されたことによって文化庁とかからの補助とか、そういったものは修繕に関することは申請によってあるんでしょうか。ほかの例でも結構です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

詳しく調べたことはございませんけれども、交付税での措置でありますとか、そういったことでの補助といいますか、そういったかさ上げはあると思います。

なお、名勝になったからといいましても、維持のレベルに変わりはありませんので、先ほど市長が申し上げましたように通常の維持修繕の中では対応していきたいなということは思っていますのでよろしくお願いいたします。

○3番（澤史朗）

ありがとうございます。

いざ、大きな修繕になるとかなりの費用がかかることが予想されます。そういったときには、そういった国の交付金の中にそれが含まれてくるのかどうかかわからないですけども、そういうことをぜひ活用していただきたいと思います。

それと先ほど条例について市長の答弁の中で、飛騨市にはたくさん文化財、有形のものだけでなく無形のものもたくさんあるという中で調査を先に行って、それから具体化して条例、指針を策定していくというような段階で、できるだけ早くということをおっしゃっていただきましたけれど、逆に今の段階である程度、その要素がわかっているならば、それを踏まえて先に指針のひな形みたいなのを同時並行とかということがあると思うんですけど、先にこの根拠となるものをしっかりとつくって、それからこれを拡大解釈とかは当然できると思いますので、その根拠に基づいた調査であるとか、そういったことをやっていったほうがいいのではないかと考えますが、もう一度、その辺はどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

条例、指針ともにそうなんです、委員会なりそうしたものの、会議をつくって御議論いただいて、方向性をつくっていくというステップがどうしてもいるんですね。その際にある程度、事務的にこのような形になるのではないかという仮説といいますか、条例、指針、両方ともそうなんです、条例そのものをつくるだけであれば抽象的な文言ですぐつくることは可能なんです。でも実際にそれに基づいて何をやるのかがあって初めて条例、指針というのは魂が入るわけでありまして、そこの施策、具体的に何をやっていくのかというイメージがある程度できていないと、ただつくっただけという、宣言条例になってしまいかねないものですから、私はそれを避けたいという思いがあります。

したがって、文化全体の中でこういった取り組みができるのかの、漠然としても構わないんですが、全体のイメージ感をもう少し持たないと作業に入れないのかなという思いがあるものですから、先ほどのような御答弁を申し上げたということでございます。

用途として極端に新しいものが出てくるとは思っていません。ただ、もう少し、まだ今の段階では具体的にこういう施策にしますというところまでのイメージ感が、私もそうですし、恐らく市役所全体としても十分まとめきれない状態になっていないなという印象を持っていますので、しばらくお時間をいただきたいと、こういうことなわけでございます。

○3番（澤史朗）

できるだけスピーディーに、並行して進めていただけるように期待をいたしております。

それと、昨日の中嶋議員の質問に対する答弁の中で、湯之下部長が宮川のまんが王国の活用として、国際メルヘンアニメ映像祭が飛騨世界生活文化センターであったものの映像を利用したり、白木ヶ峰スキー場の跡地を石のオブジェを考えていたりということで、そういったことですか、その石のオブジェに関しては東京芸術大学の先生が実際に現地を見られて考えていらっしゃる。

そして今の文化に関連してですけど、種蔵そばまつりあたりでは、愛知県立芸術大学の美術学部の学生がオブジェをつくったり、そして昨年は音楽学部の学生も来て演奏をしたりということ、そして文化交流センターでは9月に名古屋芸術大学の音楽部の生徒が合宿をして演奏会をやったりというようなことで、割と知られていないところで、近隣というか愛知県の大学生とかがその期間を利用してこちらにやってきたり、非常に年代的に薄い、地元の人口の薄いところへそういう方々がやってきてくれることは非常に喜ばしいことであって、これもそこから文化を発信したり一緒に創造したりということがあるかと思います。そういったところでもまた——あと先ほどの空き家にも触れますけど、空き家、今も少しお話がありましたけれども、アトリエとして利用していくとか、そういったこと、総合的な文化の中にも、そんなのも今後考えていただく中で織り込んでいただけるとありがたいかなと考えております。

以上で質問を終わります。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで3番、澤史朗君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。

（ 散会 午後2時15分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（5番）

森 要

飛騨市議会議員（6番）

中村 健吉